

図書館要覧

2021年度



図書館は
心のオアシス
涼き緑に
包まれて
来客の
くつろぎ

越谷市立図書館

目 次

令和3年度市立図書館重点施策	
1	施設の概要 1
2	図書館のあゆみ 4
3	図書館協議会 13
4	野口富士男文庫運営委員会 14
5	図書館の組織 15
6	予 算 17
7	分類別蔵書冊数 18
8	利用状況 19
9	図書館サービス指標 24
10	令和2度利用統計 25
11	令和3年度移動図書館巡回日程表 30
12	令和2年度予約・リクエスト統計 31
13	令和2年度図書館開催事業 34
14	令和3年度図書館事業計画 37
15	地域家庭文庫 38
16	図書館利用案内 40
	《参考》越谷市立図書館設置条例 43
	越谷市立図書館運営規則 44
	越谷市立図書館協議会条例 48
	越谷市立図書館協議会運営規則 49
	越谷市立図書館資料等複写規程 50
	越谷市立図書館資料収集方針 51
	越谷市立図書館資料の弁償に関する取扱要領 54
	越谷市立図書館資料除籍処理要項 57
	寄贈資料受付要領 58
	寄贈図書配布要領 60
	図書館の利用に障害のある人々への資料貸出サービス実施要領 61
	野口富士男文庫運営委員会設置及び運営要領 62
	予約及びリクエストの取扱いに関する要領 63
	越谷市立図書館インターネット情報利用サービス要領 66
	越谷市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領 68
	埼玉県東部地区五市一町図書館資料の広域利用実施要綱 70
	川口市及び越谷市図書館資料の広域利用実施要綱 71
	春日部市立図書館及び越谷市立図書館の相互利用に関する協定書 72
	図書館の自由に関する宣言 73
	越谷市民憲章 76
	越谷市子ども憲章 76
	越谷市福祉憲章 77
	文化都市宣言 78

令和3年度 市立図書館重点施策 生涯にわたる学びを進める

図書館サービスの充実

図書館は、人類の知的・文化的所産である書籍を収集・保存・活用・継承し、あわせて、基本的人権としての知る権利を保障する役割を担っています。

また、利用者の図書館に対する要望は、社会状況の変化に伴い、多様化・高度化・専門化しており、さらに、情報化といわれる現代においては、コンピュータを駆使した様々な情報の提供が求められています。

図書館は、市民の生涯学習を推進する根幹的施設として、図書館資料の収集と保存等を積極的に進め、市民の図書館としてサービスの充実に努めます。

① 図書館機能の充実

◆システムの活用による利便性の向上

図書館の機能向上に向けたシステムの更改を行います。合わせて、北部図書室にブックディテクションシステム（持ち去り防止装置）を導入し、1館3図書室すべてに設置となります。さらに、電子書籍を導入し、利用者の利便性の向上に努めます。

◆市民の読書活動の推進

移動図書館の駐車場の見直しを行うなど、サービスポイントの整備を行います。また、利用者にわかりやすい分類記号等について検討し、改善に努めます。

◆居心地の良い空間の提供

施設・設備の適切な管理および計画的な改修・修繕を行います。

② 子ども読書活動の推進

◆各種講座等の開催による家庭・地域・学校等における読書活動の推進

学校図書館運営ボランティアなどの人材育成を目的とする講座を開催する。また、親子で参加できるワークショップの開催、図書館の樹木・採れる木の実などについての展示、および関連資料の貸出促進を行う。

◆学校等との連携と子どもが読書に親しむ機会の提供

中学生による「おすすめ本紹介」の実施、調べ学習の資料提供を行います。また、ブックリストや夏休みのおすすめ本紹介、新小学校1年生への図書館利用案内を配付します。さらに、本のおたのしみ袋（福袋）の貸出を行います。

③ 図書館文化活動の推進

文学や歴史の講座・講演会、市民読書会などを開催します。また、読書会等の読書関係団体への支援を行います。

④ 野口富士男文庫の運営

越谷市に縁のある作家野口富士男の作品や原稿、蔵書等を保管・活用し、講演会・特別展を開催するとともに小冊子「野口富士男文庫」の発行を行います。

1 施設の概要

名 称 越谷市立図書館

位 置 越谷市東越谷四丁目9番地1

電話 048-965-2655

FAX 048-962-3054

ホームページ <http://lib.city.koshigaya.saitama.jp/>



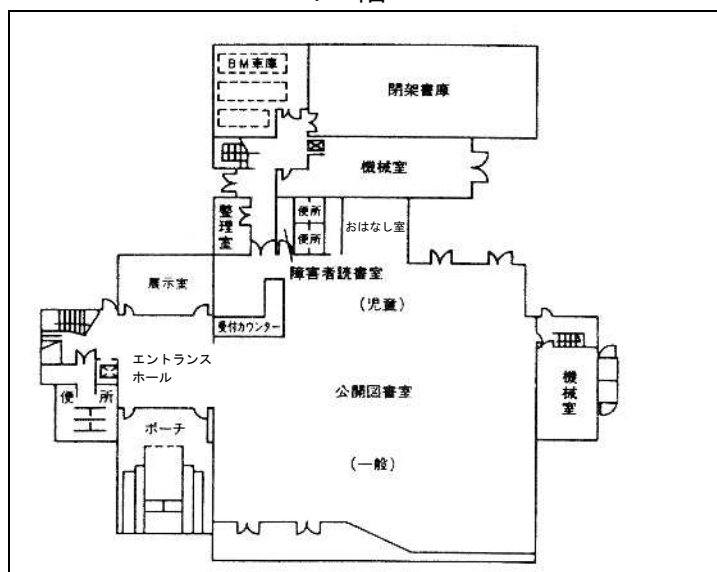
敷地面積 10,567.38^m²

建 物 鉄筋コンクリート造地上3階建外壁レンガ造

延床面積 3,235.026^m²

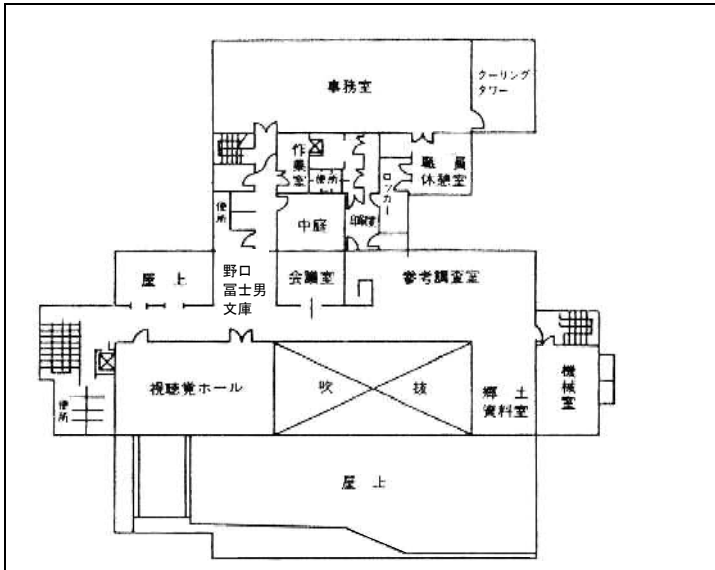
建物面積内訳

1 階



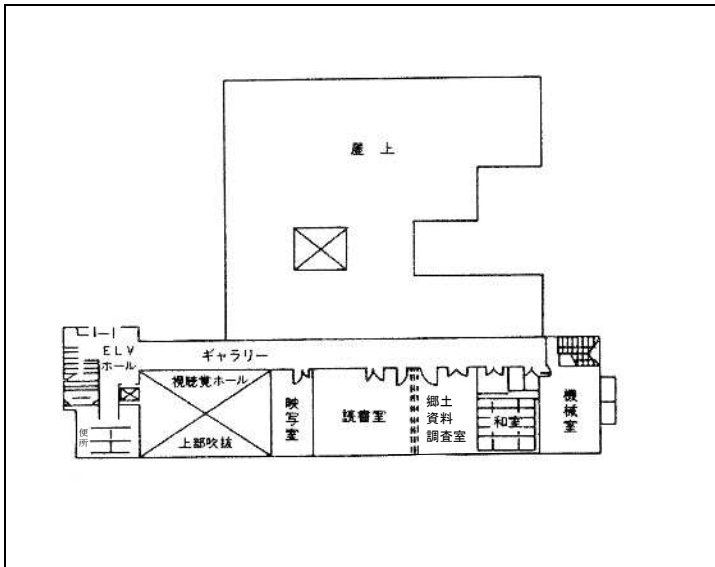
公開図書室(一般・児童)	783.12 ^m ²
おはなし室	31.59 ^m ²
障害者読書室	10.67 ^m ²
整理室	21.58 ^m ²
移動図書館車庫	75.05 ^m ²
閉架書庫	195.17 ^m ²
エントランスホール	72.18 ^m ²
展示室	43.06 ^m ²
計	1,232.42 ^m ²

2 階



参考調査室	242.60m ²
郷土資料室	53.31m ²
視聴覚ホール	139.04m ²
野口富士男文庫	38.19m ²
会議室	33.00m ²
事務室	213.23m ²
作業室等	17.39m ²
計	736.76m ²

3 階



映写室	37.46m ²
読書室	91.58m ²
郷土資料調査室	56.19m ²
和室	48.19m ²
計	233.42m ²

1階～3階	エレベーター、便所、階段、通路、機械室等共用部分	計	1,032.426m ²
		合計	3,235.026m ²

図書収蔵能力	・ 公開図書室	100,000冊	合 計
	・ 一般図書	75,000冊	
	・ 児童図書	23,000冊	
	・ 障害者奉仕用	2,000冊	
	・ 参考調査室	20,000冊	
	・ 参考図書	14,000冊	250,000冊
	・ 郷土資料	6,000冊	
	・ 閉架書庫	130,000冊	

北部市民会館図書室概要

- ① 施設の位置
越谷市恩間1 8 1 番地1（北部市民会館2階）
電話 048-978-5311（代）
FAX 048-978-5880
- ② 施設の面積・規模
面積：314.9 m²
図書収蔵能力：50,000 冊
内容：一般コーナー
こどもコーナー

南部図書室概要

- ① 施設の位置
越谷市南越谷一丁目2 8 7 6 番地1（サンシティショッピングセンター6階）
電話 048-990-0305
FAX 048-990-0308
- ② 施設の面積・規模
面積：2,302.17 m²
図書収蔵能力：180,000 冊
内容：一般コーナー
文庫コーナー
健康・医療コーナー
シニアコーナー
こども図書室と子育て支援コーナー
パソコンコーナー
外国語図書コーナー
郷土資料コーナー
参考資料コーナー
ティーンズコーナー
視聴覚コーナー
くつろぎ空間

市民活動支援センター中央図書室概要

- ① 施設の位置
越谷市弥生町1 6 番1 号（越谷ツインシティBシティ4階）
電話 048-969-1800
FAX 048-969-1801
- ② 施設の面積・規模
面積：788.27 m²
図書収蔵能力：90,000 冊
内容：一般コーナー
ビジネス支援コーナー
市民活動支援コーナー
子育て支援コーナー
文庫・新書コーナー
郷土・地域資料コーナー
調べる本のコーナー
外国語図書コーナー
ティーンズコーナー
視聴覚コーナー
こどもコーナー

2 図書館のあゆみ

【設立前期】（昭和22年～28年10月）

昭和22年春、越ヶ谷文化連盟の図書部として出発したが、のちに同連盟が解散するにあたり、同好の者が相寄り協議の結果、同連盟から寄贈された図書をもとにして私設文庫（成蹊文庫）を創設した。

このような歴史的過程を経て、町立図書館を開設すべく、昭和28年、越ヶ谷小学校敷地内（旧地番越ヶ谷町越ヶ谷1,583番地）に建築様式木造2階建モルタル塗、床面積87.4m²（閲覧席36）を総工費692,500円で工事請負の契約をし、同年9月30日に竣工した。

【設 立 期】（昭和28年11月～35年）

昭和28年11月3日、埼玉県立図書館の協力を得て、文化の日を記念し、図書館法にもとづき越ヶ谷町立図書館の運営を開始し、同時に埼玉県立図書館越ヶ谷分館を併置した。なお、職員構成は兼任館長（大塚伴鹿氏）及び職員1名であり、蔵書冊数は、町有500冊、県有500冊、計1,000冊をもって出発した。

昭和29年11月3日 教育委員会規則第4号により越ヶ谷町立図書館規則が公布される

昭和30年1月27日 条例第22号により越ヶ谷町立図書館設置条例が公布される

昭和32年10月 工事費280,000円をもって閲覧室12席分（2階16.5m²）及び書庫（1階16.5m²）その他5m²を増築し、総床面積125.4m²となる

昭和33年11月3日 全国で543番目の市制施行に伴い、越ヶ谷市立図書館（地番変更、越ヶ谷市越ヶ谷890番地）と改称される

昭和35年10月1日 初代館長が決まり、木村信次氏就任する

【普及前期】（昭和36年～39年）

昭和37年6月 優良図書館として埼玉県公共図書館協議会から表彰される

昭和39年9月 家庭文庫への配本を始める

【普及後期】（昭和40年～44年）

昭和40年10月 市立福祉会館内に移転する。建築様式鉄筋コンクリート3階建、3階部分延床面積242m²を図書館として使用する

昭和41年2月 埼玉県学校図書館写真展において、他の図書館の模範として、埼玉県図書館協会から感謝状を授与される

昭和43年4月1日 図書館使用部分を46.2m²拡大し、延床面積288.2m²となる

昭和44年 図書館使用部分を95.6m²拡大し、延床面積383.8m²となる

【成長前期】（昭和45年～47年）

昭和45年5月 埼玉県公共図書館協議会総会の席上「都市化に対応する公共図書館の運営」について研究発表を行う

昭和45年8月 巡回図書館事業を開始し、ライトバンで市内4か所を巡回する

昭和47年4月 大量貸出処理可能なブラウン式図書貸出方式を採用する

【成長後期】（昭和48年～51年）

昭和48年4月 移動図書館「しらこぼと号」（積載図書800冊）が発足し、市内12駐車場の巡回を開始する

【発 展 期】（昭和52年～）

昭和52年4月 サービスの増大に対処するため、図書整理業務の省略化を実施する

昭和53年6月30日 木村信次氏、図書館長を退任する

7月1日 斉藤啓司教育次長が図書館長事務代行として就任する

8月3日 郵政省から盲人用録音物等発受施設（現・日本郵便、特定録音物等郵便物発受施設）の指定を受ける

8月 移動図書館の利用者増大に伴い「しらこぼと号」を大型化（積載図書2,500冊）し、駐車場を18か所とする

昭和54年3月31日 斉藤啓司氏、図書館長事務代行を退任する

4月1日 林文信氏、2代目館長として就任する

11月 成人閲覧室及び参考図書室185.4m²の増設をする。これにより、延床面積569.2m²となる

昭和55年8月14日 第1回「おはなし会」開催

昭和56年3月31日 林文信氏、図書館長を退任する

昭和56年 4月1日	斉藤力氏、3代目館長として就任する
10月	新館工事を着工する
昭和57年 11月	建物本体竣工する
12月	竣工に伴い、図書館事務所を移転する
昭和58年 3月	外構工事関係竣工する
3月31日	斉藤力氏、図書館長を退任する
4月1日	越谷市立図書館新館開館する。角田蔵夫氏、4代目館長として就任する
6月	図書館内に越谷市視聴覚ライブラリーを開設する
8月	移動図書館の利用者増大に伴い「しらこぼと号2号車」(積載図書1,200冊)を増車し、駐車場を28か所とする
9月	公開図書室内に視聴覚コーナーを新設する
11月17日	児童文学講演会「幼児の成長をうながす絵本」 講師 しみず みちを氏
昭和59年 6月7日	国立国会図書館学術文献録音サービス受付機関の指定を受ける
6月10日	児童文学講演会「本とこども」 講師 中川李枝子氏
6月20日	越谷市立図書館協議会議長石井節子氏、全国公共図書館協議会から功労表彰を受ける
昭和60年 3月31日	角田蔵夫氏、図書館長を退任する
4月1日	松沢武氏、5代目館長として就任する
6月7日	館内奉仕係長川上昭一氏、埼玉県公共図書館協議会から永年勤続(25年)表彰を受ける
9月20日	児童文学講演会「子どもの本を創る」 講師 門馬正毅氏
昭和61年 3月19日	第52回IFLA東京大会参加
昭和62年 3月6日	児童文学講演会「おはなしと私」 講師 佐々梨代子氏
6月26日	元図書館長木村信次氏、全国公共図書館協議会から功労表彰を受ける
9月	展示室を新設する
10月31日	児童文学講演会「科学読物の重要性」 講師 七尾純氏
12月1日	文教大学越谷図書館と「相互協力に関する協定」を締結する
昭和63年 3月3日	児童文学講演会「子どもと本」 講師 斎藤惇夫氏
9月22日	児童文学講演会「ぼくは王さま 笑いは生きる力です」 講師 寺村輝夫氏
11月1日	北部市民会館図書室を開設する
平成元年 4月1日	図書館業務の電算処理を開始する
4月1日	コンピュータの導入に伴い、北部市民会館図書室とオンラインで結ぶ
7月1日	日経テレコンによるオンライン情報サービスを開始する
10月14日	「しらこぼと号1号車」を更新する(積載図書3,500冊)
10月26日	児童文学講演会「子どもの心とことば」 講師 工藤直子氏
平成2年 7月4日	作家野口富士男氏と資料の寄贈について「誓約書」を取り交わす
平成3年 3月1日	利用者用開放端末機の使用を開始する
3月15日	児童文学講演会「絵本 愛の体験」 講師 松居友氏
4月1日	東部地区3市図書館資料の広域利用を開始する
平成4年 3月8日	児童文学講演会「子どもに昔ばなしを」 講師 小澤俊夫氏
3月31日	松沢武氏、図書館長を退任する
4月1日	山田昇氏、6代目館長として就任する
4月1日	東部地区3市図書館資料広域利用連絡会議がスタートする
10月1日	4市2町(越谷市・草加市・三郷市・八潮市・吉川町・松伏町)図書館の広域利用を開始する
12月25日	「しらこぼと号2号車」を更新する(積載図書2,500冊)
平成5年 2月26日	児童文学講演会「きくよこび よむたのしみー絵本づくりの中で考えたこと」 講師 佐藤英和氏
4月	みどりの中の図書館として開館10周年を迎える
6月22日	越谷市立図書館協議会委員中野実氏、全国公共図書館協議会から功労表彰を受ける

平成5年10月30日	榎平和堂木内賢治氏から映写機等視聴覚機器（100万円相当）の寄贈を受ける
11月9日	コンピュータの機種を富士通FACOM-K-290RからK-6700とする
平成6年1月11日	作家故野口富士男氏から生前の「誓約書」に基づき資料の寄贈を受ける
2月26日	児童文学講演会「私の子育てから」 講師 宮川ひろ氏
4月1日	松伏町中央公民館図書室とオンライン化を実施する
6月1日	図書館だより「こもれび」発刊
6月16日	越谷市立図書館資料収集方針を定める 越谷市立図書館資料除籍処理要項を定める
7月28日	第1回「うさこちゃんのおへや」開催
10月26日	野口富士男文庫開設記念式典を開催し、常設展示場を設置する
10月27日	「野口富士男と昭和の時代」特別展を開催（～平成6年11月29日）
平成7年1月11日	おはなし会参加者2万人を突破
2月23日	児童文学講演会「いのちをひきつぐために－子どもたちにわらべうた・絵本・おはなしを」 講師 落合美知子氏
3月31日	年間貸出冊数100万冊を突破
4月1日	本館・移動図書館での貸出冊数を1人5冊までから10冊までとする。 利用券のデザインを刷新する。障害者用録音図書の貸出を2タイトルから5タイトル、期間を2週間から1か月とする。また、障害者に対する図書館資料の配送サービスを開始する
6月8日	図書館システムをLIMS-2からiLis-30に変更 利用者用開放端末機を3台に増設
11月3日	おはなし会15周年記念誌「おはなしのろうそくに火を灯して」を発刊する
平成8年2月15日	児童文学講演会「絵本 ことばのよろこび」 講師 松居直氏
4月1日	市で初めてCDの貸出を開始する
10月1日	南部図書室（越谷コミュニティセンター内）を開設する
10月26日	「野口富士男と昭和の時代」展を東京都近代文学博物館にて開催する
平成9年3月6日	児童文学講演会「いのち育むもの」 講師 渡辺茂男氏
3月31日	山田昇氏、図書館長を退任する
4月1日	荒川和弘氏、7代目館長として就任する
6月24日	元越谷市立図書館協議会副議長木村信次氏、全国公共図書館協議会から功労表彰を受ける
6月27日	野口富士男文庫運営委員会設置及び運営要領を定める
11月14日	野口富士男文庫講演会「越谷と野口富士男」を開催する
11月19日	「おはなし会」1,000回突破
平成10年2月26日	児童文学講演会「昔ばなしが語る子どもの成長」 講師 小澤俊夫氏
3月31日	荒川和弘氏、図書館長を退任する
4月1日	小野肇氏、8代目館長として就任する
4月1日	川口市立図書館と図書館資料広域利用を開始する
9月24日	「うさこちゃんのおへや」50回突破
10月1日	図書館－南越谷駅間のバス開通
11月13日	野口富士男文庫講演会「野口富士男を語る 作家 八木義徳氏」（当館制作ビデオの放映と解説）を開催する
平成11年2月26日	児童文学講演会「絵本の愉しみ」 講師 吉田新一氏
3月31日	「野口富士男文庫1」刊行
5月18日	布絵本の貸出を開始する
10月5日	「しらこぼと号1号車」を更新する（バリアフリー車・積載図書3,500冊）
11月3日	図書館まつり（祝日開館）
11月4日	市民文庫開設
11月27日	野口富士男文庫講演会「文学と人生の半ば」を文教大学との共催で開催 講師 坂上弘氏
平成12年2月25日	児童文学講演会「ピーターラビット絵本を愉しむ」 講師 吉田新一氏
3月31日	「野口富士男文庫2」刊行
7月4日	図書館システムをiLiswingに変更 利用者用開放端末機を4台に増設

- 平成12年 8月23日 「おはなし会」開催20周年
11月12日 野口富士男文庫講演会「野口富士男と荷風・東京」
講師 川本三郎氏
- 平成13年 2月16日 前越谷市立図書館協議会議長石井節子氏、埼玉県図書館協議会連合会から感謝状を授与される
2月23日 児童文学講演会「子どものほんとの喜ばせ方」
講師 松井るり子氏
3月10日 図書館ホームページの開設・一般公開
3月31日 「野口富士男文庫3」刊行
4月1日 平日の開館時間を午後7時まで延長する（実施は4月17日）
5月5日（こどもの日）、9月15日（敬老の日）、11月3日（文化の日）及び土曜日、日曜日に当たる祝日を開館とする
11月17日 野口富士男文庫講演会「シンポジウム 女が読む徳田秋聲－『仮装人物』の新発見－」
講師 江種満子氏・金井景子氏・津島佑子氏
12月7日 障害者地域適応支援モデル事業の受け入れ
- 平成14年 2月23日 児童文学講演会「子どもたちへの応援歌 1ねん1くみシリーズから12歳の伝説①②まで」
講師 後藤竜二氏
3月31日 「野口富士男文庫4」刊行
6月11日 中学生社会体験チャレンジ事業の受け入れ
11月16日 野口富士男文庫講演会「野口富士男と文学」
講師 荒川洋治氏
11月28日 「うさこちゃんのおへや」100回突破
12月25日 「しらこぼと号2号車」を更新する（バリアフリー車・積載図書2,500冊）
- 平成15年 2月23日 児童文学講演会「生きる喜びを子どもたちに」
講師 まつい のりこ氏
3月31日 「野口富士男文庫5」刊行
4月1日 越谷市立図書館開館20周年
10月15日 広報こしがや季刊版秋号「特集 開館20周年 市立図書館で楽しく学ぼう！」発行
11月8日 児童文学講演会「子どもの成長と物語」
講師 斎藤惇夫氏
11月22日 野口富士男文庫講演会「『なぎの葉考』を読む」
講師 中沢けい氏
- 平成16年 3月6日 「粒子状物質減少装置」を「しらこぼと号1号車」に取り付ける
3月31日 「野口富士男文庫6」刊行
11月2日 児童文学講演会「絵本とともに旅をして」
講師 川端誠氏
11月20日 野口富士男文庫講演会「『感触的昭和文壇史』を語る」
リレートーク 曾根博義氏 外5名
- 平成17年 3月31日 「野口富士男文庫7」刊行
3月31日 小野肇氏、図書館長を退任する
4月1日 松枝洋一氏、9代目館長として就任する
10月28日 図書館システムをNALISに変更
利用者用開放端末機を7台に増設
11月26日 野口富士男文庫講演会「編集人・野口富士男－「風景」をめぐる」
講師 坂本忠雄氏・坂上弘氏
- 平成18年 1月12日 児童文学講演会「お子様に本を読んでいただくためには」
講師 赤木かん子氏
3月14日 図書館システムの自動音声案内・電子メールによる連絡サービスを開始する
3月31日 「野口富士男文庫8」刊行
3月31日 松枝洋一氏、図書館長を退任する
4月1日 山崎薫氏、10代目館長として就任する
5月9日 インターネット及び館内OPAC（蔵書検索パソコン）からの予約受付を開始する
5月16日 図書館ボランティア活動開始。登録者数97名
11月25日 野口富士男文庫講演会「風景における現代詩」
講師 伊藤桂一氏
12月8日 児童文学講演会「絵本の魅力」
講師 灰島かり氏
- 平成19年 3月31日 「野口富士男文庫9」刊行

- 平成19年11月24日 野口富士男文庫講演会「野口富士男『わが荷風』をめぐって」
講師 武藤康史氏・中島国彦氏
- 12月4日 児童文学講演会「ここを育む絵本の世界」
講師 佐藤英和氏
- 平成20年2月2日 リサイクル本の提供を開始する
- 3月1日 「野口富士男文庫10」刊行
- 11月1日 埼玉・教育ふれあい賞受賞
- 11月14日 児童文学講演会「絵本ワールドへようこそ」
講師 スズキコージ氏
- 11月22日 野口富士男文庫講演会「野口文学から受け継ぐもの」
講師 佐伯一麦氏
- 平成21年2月4日 インターネット閲覧用パソコンの利用を開始する
- 3月1日 「野口富士男文庫11」刊行
- 3月 越谷市子ども読書活動推進計画の策定
- 4月1日 春日部市立図書館との相互利用を開始する
- 4月1日 全祝日開館（1月1日を除く）を実施する
- 7月10日 前図書館副館長岩木ひろ子氏、全国公共図書館協議会から功労表彰を受ける
- 8月13日 データベースの利用提供を開始する
- 11月28日 野口富士男文庫講演会「野口富士男 慶應義塾と文化学院」
講師 紅野敏郎氏・坂上弘氏
- 12月9日 児童文学講演会「絵本の育て方～絵本を読むこと作ること～」
講師 いとう ひろし氏
- 平成22年3月1日 「野口富士男文庫12」刊行
- 8月18日 「おはなし会」開催30周年
- 10月1日 図書館システム（NALIS）を更新し、利用者ポータルを開始する
- 11月10日 児童文学講演会「土をつくる生きものたち～落ち葉のしたの小さな生きものたち～」
講師 皆越ようせい氏
- 11月27日 野口富士男文庫講演会
「大戦前夜の青年作家たち－野口富士男とその周辺－」
講師 松本徹氏・勝又浩氏・江種満子氏
- 11月30日 1階多目的トイレの改修を行い、新たにベビーシート及びトイレ手すりを設置する
- 平成23年3月1日 「野口富士男文庫13」刊行
- 3月11日 「東日本大震災」発生
- 開館時間短縮 3月15日～3月30日は、午後5時閉館
 - 貸出停止措置 3月15日～3月24日
 - 計画停電による貸出停止を一定程度行う
 - 災害復旧に係る修繕により、被災した施設の復旧を図る
- ①外壁レンガ修繕 ②内装仕上修繕 ③ポーチ平石貼修繕
- 4月28日 「うさこちゃんのおへや」200回突破
- 7月8日 埼玉東萌短期大学附属図書館と「相互協力に関する協定」を締結する
- 11月19日 野口富士男生誕百年記念講演会
講演 川本三郎氏「野口富士男『越ヶ谷日記』について」
お話 津村節子氏「野口富士男さんの思い出など」
- 11月22日 野口富士男生誕百年記念誌『越ヶ谷日記』刊行
- 11月25日 児童文学講演会「詩の扉ひらけ ごま！」
講師 田中和雄氏
- 平成24年3月1日 「野口富士男文庫14」刊行
- 3月12日 2階多目的トイレの改修を行い、新たにオストメイトを設置する
- 3月31日 山崎薫氏、図書館長を退任する
- 4月1日 小林彰博氏、11代目館長として就任する
- 6月1日 市民活動支援センター中央図書室を開設する
- ・市で初めてＩＣタグ、ブックディテクションシステム(持ち去り防止装置)、自動貸出機を導入
 - ・ＣＤ約1,300点、ＤＶＤ約1,100点を整備
 - ・市で初めてＤＶＤの貸出を開始
 - ・ビジネス支援コーナー、市民活動支援コーナー、子育て支援コーナー、外国語図書コーナーを設置
- 7月6日 図書館副主幹横山みどり氏、全国公共図書館協議会から功労表彰を受ける
- 8月30日 車イス対応ウォータークーラー（飲料用冷水器）を1階利用者トイレ横に設置

- 平成24年 9月1日 日本古典文学鑑賞講座第400回記念特別講演
第1部「日本古典文学鑑賞講座のこれまでとこれから」
講師 小谷次郎氏・岡田弘氏
第2部「平家物語とは」
講師 小谷次郎氏
- 9月13日 第1回「おはなし会」開催（中央図書室）
9月20日 第1回「おはなし会」開催（北部図書室）
10月7日 中央図書室でリサイクル本の提供を開始する
10月18日 第1回「ちびうさちゃんのおへや」開催
11月1日 視聴覚資料（CD・DVD）の予約を開始する
11月16日 児童文学講演会「こんなに深い 絵本と詩のメッセージ」
講師 田中和雄氏
- 11月22日 野口富士男文庫講演会「野口富士男と私」
講師 出久根達郎氏・宮田穂栄氏
- 平成25年 3月1日 「野口富士男文庫15」刊行
4月1日 越谷市立図書館開館30周年
6月11日 2台目となる車イス対応ウォータークーラー（飲料用冷水器）を1階子どもトイレ横に設置する
7月3日 市内小中学校への団体貸出配送（移動図書館巡回時）サービスを開始する
9月7日 開館30周年記念 日本古典文学鑑賞講座「古今著聞集」
講師 岡田弘氏
9月15日 広報こしがや季刊版秋号「特集 開館30周年記念 図書館の上手な使い方」発行
10月11日 開館30周年記念 児童文学講演会『「ことば」っておもしろい』
講師 工藤直子氏
10月26日 「学生が読む野口富士男—文教大学協力」特別展を開催（～平成25年12月19日）
11月16日 野口富士男文庫講演会「野口富士男と私」
講師 紀和鏡氏・黒井千次氏
- 平成26年 3月1日 「野口富士男文庫16」刊行
3月20日 雑誌スポンサー制度を導入する
4月1日 デイジー図書作製用ノートパソコン5台の新規貸出
4月1日 予約及びリクエスト資料の取置期限を10日間から7日間に変更
4月9日 北部図書室で対面朗読を開始する
9月1日 南部図書室をサンシティショッピングセンターの6階へ移設し、機能の強化を図る
・面積が約690㎡から約2,300㎡（「くつろぎ空間」等を含む）に
・蔵書冊数が約10万冊から約18万冊（貸出中の冊数を含む収蔵能力・オープン時約12万冊）に
・閲覧席が約40席から約220席（「くつろぎ空間」を含む）に
・ICタグ、ブックディテクションシステム（持ち去り防止装置）、自動貸出機を導入
・親子で利用できる、子育て支援コーナーとおはなし室を備えた「こども図書室」を設置
・本を片手にお茶や軽食が手軽にとれる「くつろぎ空間」を確保
・CD約1,400点、DVD約1,000点を新規整備
・健康・医療コーナー、シニアコーナー、外国語図書コーナーを設置
- 10月10日 児童文学講演会「わたしの絵本の世界—絵本にわらべうたをのせて—」
講師 ましませつこ氏
10月15日 「ちびうさちゃんのおへや」の開催を月1回から2回に変更
11月22日 野口富士男文庫開設20周年記念講演会「野口富士男と私」
講師 天野敬子氏・菅野昭正氏
- 11月22日 野口富士男文庫開設20周年記念誌『越谷小説集』刊行
- 平成27年 3月1日 「野口富士男文庫17」刊行
3月1日 日本古典文学鑑賞講座・市民読書会 合同講演会「北村 薫が語る日本の出版文化」「作家 北村 薫の創作活動」
講師 北村薫氏
4月 テレビ広報「いきいき越谷」で「特集 図書館の上手な使い方」を放送
4月～ 越谷市地域家庭文庫連絡会、越谷おはなし勉強会、わわわの会、A・C「森の風」の方との連携・協力関係の強化により、「おはなし会」等の充実を図る
・第1回「市立図書館文庫のおへや わくわくおはなし会」開催（4/4）
（新規：越谷市地域家庭文庫連絡会の方による）

- ・第1回「南部図書室ちびくまちゃんのおへや」開催(4/10)
(新規:A・C「森の風」の方による)
- ・「わわわの会のおはなし会」開催(4/11)
(継続:わわわの会の方による)
- ・「南部図書室おはなし会」開催(4/11)
(継続:越谷おはなし勉強会の方による)
- ・第1回「中央図書室文庫のおへや わくわくおはなし会」開催(5/9)
(新規:越谷市地域家庭文庫連絡会の方による)
- ・第1回「北部図書室文庫のおへや わくわくおはなし会」開催(12/19)
(新規:越谷市地域家庭文庫連絡会の方による)
- ・児童文学講座Ⅰ「子どもと本をむすぶ」初級者コース開催【春コース】(5/26)
(新規:越谷市地域家庭文庫連絡会の方による)
- ・児童文学講座Ⅰ「子どもと本をむすぶ」初級者コース開催【秋コース】(11/4)
(新規:越谷市地域家庭文庫連絡会の方による)
- ・児童文学講座Ⅰ「子どもと本をむすぶ」中級者コース開催(12/1)
(新規)

- 平成27年8月9日 中核市・越谷 移行記念 日本古典文学鑑賞講座・特別講演「万葉の恋歌」
講師 岡田弘氏
- 9月25日 障害者用駐車スペースに加え、妊婦の方などを含む歩行困難者優先の「おもいやりスペース」2台分を新規に整備する
- 10月1日 図書館システム(NALIS)を更新する
・本館にICタグ、ブックディテクションシステム(持ち去り防止装置)、自動貸出機を導入
・ホームページの資料検索や情報発信等の機能を強化
・読みたい順予約の導入
- 11月14日 野口富士男文庫講演会「野口富士男と私」
講師 藤田三男氏・堀江敏幸氏
- 11月24日 公開図書室の床改修工事に伴い、公開図書室入口からカウンターまでの視覚障害者誘導用ブロックの再整備を行う
- 11月27日 中核市・越谷 移行記念 児童文学講演会「命が美しく輝いていくために～子どもたちにわらべうた、絵本、おはなしを～」
講師 落合美智子氏
- 平成28年3月1日 「野口富士男文庫18」刊行
- 3月4日 国立国会図書館「レファレンス協同データベース」事業の参加館となる
- 3月5日 拡大読書器を参考調査室へ移設し、利用促進と読書環境の改善を図る
- 4月9日 「中央図書室文庫のおへや わくわくおはなし会」の開催を奇数月から毎月に変更
- 4月14日 第1回「地区センター・公民館ちびねこちゃんのおへや」開催
(新規:第4回から越谷市地域家庭文庫連絡会の方による)
- 4月15日 「南部図書室ちびくまちゃんのおへや」の定員を12組から15組に変更
- 4月16日 南部図書室でリサイクル本の提供を開始する
- 7月9日 日本古典文学鑑賞講座・特別講演「物語の中の女性たちー『夜の寝覚』と『狭衣物語』からー」
講師 本橋裕美氏
- 8月2日 書籍消毒機を設置する(本館・南部図書室)
- 8月20日 読書手帳を導入する
- 9月20日 南側利用者駐車場に身障者・おもいやりスペース自立表示サインを整備する
- 10月7日 児童文学講演会「子どもと本の幸せな出会いのためにー私たちおとなができること」
講師 張替恵子氏
- 11月23日 野口富士男文庫講演会
講師 尾形明子氏「『風の系譜』をめぐって 野口文学と女性」
講師 坪内祐三氏「作家 野口富士男の復活」
- 平成29年3月1日 「野口富士男文庫19」刊行
- 3月31日 小林彰博氏、図書館長を退任する
- 4月1日 横山みどり氏、12代目館長として就任する
- 4月1日 ホームページに「おすすめ本」の掲載を開始
- 7月9日 日本古典文学鑑賞講座・特別講演「源氏物語のことばと表現ー源氏物語の訳を終えて」
講師 中野幸一氏
- 8月1日 パスファインダーの発行

平成29年	8月28日	図書館の入口であるポーチからエントランスホールまでの視覚障害者誘導用ブロックの再整備を行う
	9月9日	第1回図書館寄席を開催
	9月15日	庭園通路の段差解消を図るため4か所の整備を行う
	10月27日	児童文学講演会「長野ヒデ子のふふふとははは」 講師 長野ヒデ子氏
	11月1日	国立国会図書館歴史的音源配信サービス、図書館向けデジタル化資料送信サービスを開始
	11月16日	「ちびうさちゃんのおへや」100回突破
	11月23日	野口富士男文庫講演会 講師 川村湊氏 「『感觸的昭和文壇史』について」 講師 森まゆみ氏 「『私のなかの東京』をめぐる」
	12月6日	国立国会図書館から貸出を受けた資料の複写利用承認館となる
平成30年	3月1日	「野口富士男文庫20」刊行
	3月31日	児童文学講座Ⅰ「読み聞かせボランティアコース（中級者編）」受講者による「にこにこおはなし会」開催
	4月1日	インターネット及び館内OPAC（蔵書検索パソコン）からの予約などに係る利用者の年齢制限を撤廃する
	6月29日	図書館主幹赤井勤美氏、全国公共図書館協議会から功労表彰を受ける
	8月25日	日本古典文学鑑賞講座・特別講演「『源氏物語』の成立過程－ひろがりゆく物語世界－」 講師 有馬義貴氏
	10月22日	車椅子や高齢者の方等の通行が容易になるよう、2階参考調査室の扉を開き戸から引き戸に改修する
	10月26日	児童文学講演会「子どもの本を窓にして世界を見る」 講師 さくまゆみこ氏
	11月17日	野口富士男文庫講演会 講師 平山周吉氏 「野口富士男－昭和の作家魂」 講師 佐藤洋二郎氏 「野口富士男とその時代」
	12月9日	図書館寄席のDVDを製作
平成31年	3月1日	「野口富士男文庫21」刊行
	3月30日	ワークショップ「見たい！知りたい！描きたい！モンゴルへようこそ」 講師 イチンノロブ・ガンバートル氏（絵本作家） 講師 パーサンスレン・ボロルマー氏（絵本作家）
令和元年	8月10日	日本古典文学鑑賞講座50周年を記念して「子ども古典講座－心理学者と読む枕草子－」 講師 岡田弘氏
	8月18日	日本古典文学鑑賞講座・特別講演会「『源氏物語』のつづきのおはなし－雲隠巻と雲隠六帖－」 講師 咲本英恵氏
	8月22日	「うさこちゃんのおへや」300回突破
	10月4日	児童文学講演会「電子メディアにむしばまれる～笑顔のない大人になれない子どもたち～物語は生きる力」 講師 田澤雄作氏
	11月14日	ワークショップ「変形菌絵本よみきかせとミニ観察会」 協力 自然観察クラブ変形菌・きのこグループ
	11月16日	野口富士男文庫講演会 講師 岸間卓蔵氏 「平成生まれが読む野口富士男」 講師 武藤康史氏 「野口富士男を読めばわかること」
令和2年	3月1日	「野口富士男文庫22」刊行
	3月28日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館
	～6月14日	（5月26日 臨時休館前の予約資料を貸出再開） （6月9日 予約資料のインターネット受付開始）
	7月1日	「がん情報コーナー」を設置
	8月19日	書籍消毒機を設置（北部図書室・中央図書室）全図書館室に設置完了
	9月12日	「おはなし会40周年記念展」開催（～10/11）
	12月26日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため再び臨時休館 ～令和3年3月21日まで （12月25日 新規予約の受付を停止） （1月14日 インターネット予約を再開） （1月19日 電話による予約受付開始）

令和3年3月1日 「野口富士男文庫23」刊行
令和2年度野口富士男文庫講演動画公開
講師 平山周吉氏
「野口富士男の文学－越谷市所蔵の文学遺産」
「越谷市と野口富士男－小説に描かれた昭和の越ヶ谷」
5月 市内新小学1年生全員に利用案内を配付
6月 S D G s を合言葉に国連広報センターとゆるやかな協力関係を構築

3 図書館協議会

委嘱委員

(令和3年6月現在)

選出区分	氏 名	選 出 母 体 ・ 役 職 等	備 考
1号委員	ます だ よし ひろ 舩 田 佳 紘	大相模小学校・教諭	
1号委員	さくら い あり さ 櫻 井 亜 莉 沙	富士中学校・教諭	
1号委員	あら い かず のり 新 井 和 徳	県立越谷南高等学校・校長	
2号委員	かわ また かおる 川 俣 薫	こだま文庫	
2号委員	かき ざき み えり こ 柿 崎 美 枝 子	越谷市地域家庭文庫連絡会	
2号委員	しば くち つぐ み 澁 口 亜 美	越谷市PTA連合会	
2号委員	い い は ま た か こ 飯 島 孝 子	越谷市子ども会育成連絡協議会・名誉会長	
3号委員	あ づ ま み き 吾 妻 美 紀	NPO法人子育てサポーター・チャオ	副議長
4号委員	すず き まさ のり 鈴 木 正 紀	学識経験者	議長
4号委員	いわ もと ひさ のり 岩 元 久 徳	学識経験者	
4号委員	あら かわ み ほ 荒 川 美 穂	一般公募	
4号委員	ね ぎ し じゅん こ 根 岸 純 子	一般公募	

会議事項（令和2年度）

第1回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
5月12日

第2回 ① 越谷市立図書館の概要について
8月 4日 ② 令和元年度事業報告について
③ 令和元年度決算について
④ 令和2年度事業計画について
⑤ 令和2年度予算について
⑥ 令和2年度先進図書館視察について

第3回 視察 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
10月23日

第4回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
2月 5日

4 野口富士男文庫運営委員会

委嘱委員

(令和3年5月現在)

氏 名	住 所	選任区分	備 考
かつ また ひろし 勝 又 浩	神奈川県横浜市磯子区	学識経験者	副会長
くり はら あつし 栗 原 敦	東京都国分寺市	学識経験者	
さか がみ ひろし 坂 上 弘	千葉県我孫子市	学識経験者	会長
すず き けん し 鈴 木 健 司	埼玉県さいたま市緑区	学識経験者	
ひら い かず み 平 井 一 麥	東京都新宿区	学識経験者	
ひら やま しゅう きち 平 山 周 吉	神奈川県横浜市青葉区	学識経験者	
みや た まり え 宮 田 穂 栄	東京都杉並区	学識経験者	

会議事項（令和2年度）

第1回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

第2回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

講演会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

講演動画 令和3年3月1日公開

演 題 ①「野口富士男の文学―越谷市所蔵の文学遺産」
②「越谷市と野口富士男―小説に描かれた昭和の越ヶ谷」
講 師 平山 周吉 氏

特別展

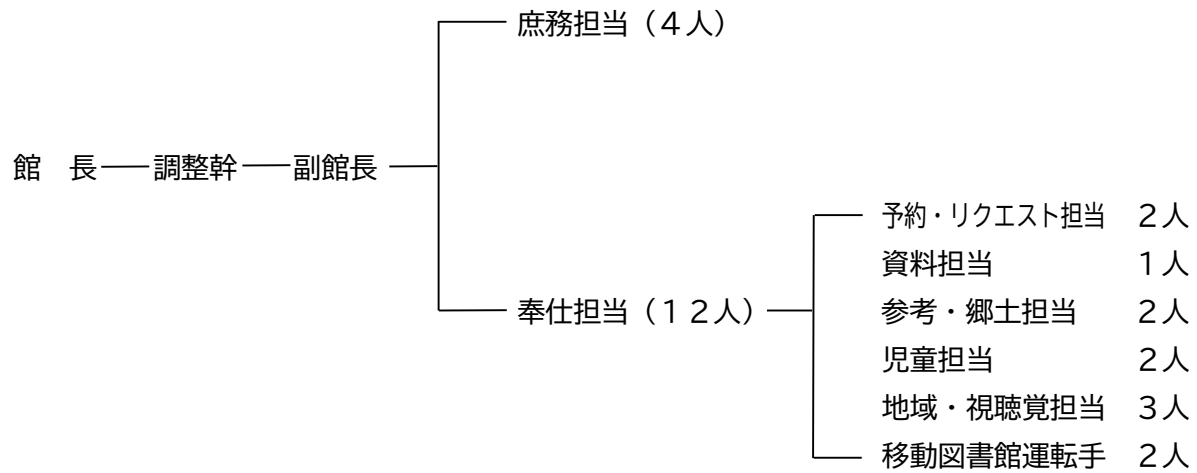
10月21日～12月25日開催
「野口富士男文庫のあゆみ」

※野口富士男文庫資料数（令和2年12月1日現在）

図 書	5,661冊
雑 誌	4,570冊
	(490タイトル)
原稿・草稿	799件
筆 録	238件
写 真	511件
書 画	85件
録 音	25件
遺 品	654件
書 簡	18,878通
新聞・雑誌切抜き	1,319件
合 計	32,740点

5 図書館の組織

(令和3年4月現在)



会計年度任用職員（業務職員） 16人
（期間職員） 4人

北部市民会館図書室

臨時職員 15人（午前・午後・夜間の3交代勤務）

南部図書室

職員（常勤） 3人

臨時職員 45人（1人常勤、22人2班体制で、午前・午後・夜間の3交代勤務）

市民活動支援センター中央図書室

職員（常勤） 4人

臨時職員 28人（通常・夜間の2交代勤務）

事務分掌

庶務担当

- (1) 図書館の総合運営及び企画調整に関すること。
- (2) 施設の管理及び利用に関すること。
- (3) 図書館協議会に関すること。
- (4) 図書館の庶務に関すること。

奉仕担当

- (1) 図書館資料に関すること。
- (2) 予約・リクエストサービスに関すること。
- (3) 参考調査に関すること。
- (4) 児童サービスに関すること。
- (5) 障害者サービスに関すること。
- (6) 移動図書館の運営に関すること。
- (7) 北部市民会館図書室、南部図書室及び市民活動支援センター中央図書室との連携及び協力に関すること。
- (8) 地区センター・公民館等への配本に関すること。
- (9) 視聴覚ライブラリーに関すること。
- (10) 野口富士男文庫の運営に関すること。
- (11) 電算システムの管理及び運営に関すること。
- (12) 広報活動に関すること。
- (13) 各種行事に関すること。
- (14) 図書館ボランティアに関すること。
- (15) 図書館関係団体に関すること。
- (16) その他図書館奉仕に関すること。

6 予算（歳出・当初）及び事業別予算

（単位：千円）

年度	市予算(一般)	教 育 費	図 書 館 費	資 料 費
3	103,391,000	10,523,372 対市予算 10.2%	477,578 対市予算 0.46% 対教育費 4.5%	47,000 対図書館費 9.8% (図書購入費 41,500) (雑誌等購入費 5,500)
2	105,600,000	10,046,335 対市予算 9.6%	454,050 対市予算 0.43% 対教育費 4.5%	55,300 対図書館費 12.2% (図書購入費 49,500) (雑誌等購入費 5,800)
元	98,300,000	9,816,823 対市予算 10.0%	411,713 対市予算 0.42% 対教育費 4.2%	51,300 対図書館費 12.5% (図書購入費 45,800) (雑誌等購入費 5,500)
30	91,500,000	9,458,098 対市予算 10.3%	399,902 対市予算 0.44% 対教育費 4.2%	55,300 対図書館費 13.8% (図書購入費 49,500) (雑誌等購入費 5,800)
29	90,400,000	9,292,143 対市予算 10.3%	394,484 対市予算 0.44% 対教育費 4.2%	55,300 対図書館費 14.0% (図書購入費 49,500) (雑誌等購入費 5,800)

事 業 名	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
図 書 館 費	394,484	399,902	411,713	454,050	477,578
図書館事務費	232,318	236,235	245,394	243,115	244,089
職員人件費	157,900	156,100	161,100	157,400	160,500
一般事務経費	74,418	80,135	84,294	85,715	83,589
図書館活動運営事業	66,163	67,271	73,932	66,308	119,332
図書館協議会運営費	380	380	380	380	330
講演会・講座開催事業	700	750	760	750	720
蔵書等整備事業	61,450	62,300	69,180	59,420	113,060
野口富士男文庫運営事業	970	980	920	970	920
移動図書館事業	813	801	802	868	872
備品等整備事業	1,850	2,060	1,890	3,920	3,430
図書整備事業	55,300	55,300	51,300	55,300	47,000
図書購入費	49,500	49,500	45,800	49,500	41,500
雑誌等購入費	5,800	5,800	5,500	5,800	5,500
施設管理費	40,566	40,966	40,957	89,207	67,067
図書館施設管理費	35,066	35,466	35,957	38,207	35,267
図書館施設改修費	5,500	5,500	5,000	51,000	31,800
その他図書館費	137	130	130	120	90
その他図書館費	137	130	130	120	90

7 分類別蔵書冊数

(単位：冊)

分 類			市立 図書館	移動 図書館	北部	南部	中央	配本所	家庭文庫	計	合計
0	総 記	一般書	3,934	64	558	2,340	1,250	626	0	8,772	10,645
		児童書	955	46	169	252	128	96	227	1,873	
1	哲 学	一般書	7,566	237	2,252	4,551	3,028	1,352	0	18,986	19,798
		児童書	254	42	123	208	77	62	46	812	
2	歴 史	一般書	14,492	529	2,666	8,853	4,596	2,518	0	33,654	38,265
		児童書	1,911	156	687	826	487	309	235	4,611	
3	社会科学	一般書	26,367	725	4,359	11,402	8,663	2,399	0	53,915	61,093
		児童書	2,928	269	785	1,413	771	525	487	7,178	
4	自然科学	一般書	12,181	655	3,156	7,645	4,862	3,035	0	31,534	47,006
		児童書	6,042	723	1,972	2,280	1,412	2,007	1,036	15,472	
5	技 術	一般書	13,486	1,900	5,302	11,818	7,679	8,182	0	48,367	53,296
		児童書	1,665	291	619	804	453	822	275	4,929	
6	産 業	一般書	4,646	458	1,226	3,156	2,397	1,875	0	13,758	17,098
		児童書	1,156	204	416	677	310	409	168	3,340	
7	芸 術	一般書	13,438	547	2,541	9,680	4,249	3,826	0	34,281	41,675
		児童書	2,997	345	730	1,223	573	673	853	7,394	
8	言 語	一般書	2,430	103	485	1,370	971	493	0	5,852	7,306
		児童書	693	100	165	303	139	45	9	1,454	
9	文 学	一般書	57,906	3,987	16,365	46,741	26,393	21,243	0	172,635	233,061
		児童書	20,654	2,997	6,713	12,611	4,367	6,944	6,140	60,426	
G	洋 書	一般書	148	0	0	61	623	0	0	832	832
		児童書	0	0	0	0	0	0	0	0	
E	絵 本	一般書	0	0	0	0	0	0	0	0	76,182
		児童書	25,038	4,498	5,874	13,437	5,329	12,213	9,793	76,182	
Y	ヤ ン グ	一般書	2	0	1	870	1,180	6	0	2,059	7,763
		児童書	4,195	1	1	1,499	1	7	0	5,704	
C	紙 芝 居	一般書	0	0	0	0	0	0	0	0	3,921
		児童書	849	1,353	361	855	452	0	51	3,921	
L	郷土資料	一般書	19,308	11	488	1,390	934	2	0	22,133	22,444
		児童書	247	0	4	47	13	0	0	311	
R	参考図書	一般書	21,388	2	341	655	944	90	0	23,420	24,203
		児童書	272	24	76	239	111	56	5	783	
	障害奉仕	一般書	205	0	31	114	155	268	0	773	1,045
		児童書	243	2	3	16	6	2	0	272	
一般書 計			197,497	9,218	39,771	110,646	67,924	45,915	0	470,971	665,633
児童書 計			70,099	11,051	18,698	36,690	14,629	24,170	19,325	194,662	
合 計			267,596	20,269	58,469	147,336	82,553	70,085	19,325	665,633	665,633

(令和3年4月現在)

市立図書館

○障がい者サービス資料 録音図書 テープ 918タイトル 7,066巻 デイジー図書 454タイトル
 ○視聴覚資料 16ミリフィルム(視聴覚ライブラリー資料)70巻
 DVD(映画会資料)205枚(視聴覚ライブラリー資料)39枚(館内視聴資料)60枚
 LD(館内視聴資料)247枚
 ビデオ(映画会資料)25本(視聴覚ライブラリー資料)21本
 CD(貸出資料)1,905枚

南部図書室

○視聴覚資料 CD(貸出資料)1,545枚 DVD(貸出資料)1,233枚

中央図書室

○視聴覚資料 CD(貸出資料)1,548枚 DVD(貸出資料)1,310枚

8 利用状況

(1) 全体

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人 口	339,677 人	341,095 人	343,383 人	344,682 人	345,487 人
登 録 者 数	116,058 人	120,844 人	125,436 人	129,421 人	130,211 人
利 用 者 数	529,550 人	515,669 人	510,728 人	490,080 人	258,233 人
図書購入費	49,490,132 円	49,490,009 円	49,494,179 円	45,775,102 円	49,486,098 円
蔵 書 冊 数	647,044 冊	652,552 冊	658,644 冊	662,008 冊	665,633 冊
受 入 冊 数	30,491 冊	31,664 冊	31,333 冊	29,145 冊	29,146 冊
除 籍 冊 数	19,244 冊	26,156 冊	25,241 冊	25,781 冊	25,521 冊
貸出冊数(個人)	1,822,356 冊	1,781,877 冊	1,746,841 冊	1,672,221 冊	894,043 冊

*人口は翌年度の4月1日現在の総人口（例えば令和2年度の人口は令和3年4月1日現在）

*受入冊数には購入分のほかに寄贈分・弁償分を含む

(2) 市立図書館

項 目		平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度
開 館 日 数		289 日	285 日	286 日	281 日	162 日
入 館 者 数		316,602 人	301,650 人	289,680 人	285,554 人	134,485 人
利 用 者 数		151,474 人	148,720 人	147,059 人	140,366 人	76,105 人
貸出冊数(個人)		619,657 冊	606,801 冊	600,317 冊	568,678 冊	305,011 冊
内 訳	一 般 書	399,209 冊	384,962 冊	381,645 冊	366,393 冊	198,674 冊
	児 童 書	186,299 冊	188,690 冊	187,223 冊	172,703 冊	90,661 冊
	参考・郷土図書	662 冊	799 冊	636 冊	726 冊	455 冊
	雑 誌	26,369 冊	26,009 冊	24,503 冊	23,162 冊	12,203 冊
	紙 芝 居	7,012 冊	6,239 冊	6,122 冊	5,538 冊	2,952 冊
	そ の 他	106 冊	102 冊	188 冊	156 冊	66 冊

*令和2年度の開館日数は、下記の期間を除いた日数（図書室も同様）

4月1日(水)から5月25日(月)までの臨時休館（入館者なし）

5月26日(火)から6月14日(日)までの臨時休館（予約本の貸出のみ実施）

12月26日(土)から令和3年3月21日(日)までの臨時休館（予約本の貸出のみ実施）

(3) 移動図書館（しらこぼと号）

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
駐 車 場 数		32 か所	32 か所	32 か所	32 か所	32 か所
利 用 者 数		5,742 人	4,870 人	5,203 人	5,086 人	3,270 人
貸出冊数(個人)		21,609 冊	21,089 冊	21,815 冊	21,721 冊	11,496 冊
内 訳	一 般 書	12,881 冊	12,627 冊	12,914 冊	13,410 冊	6,186 冊
	児 童 書	7,656 冊	7,714 冊	8,032 冊	7,635 冊	4,814 冊
	参考・郷土図書	11 冊	10 冊	13 冊	15 冊	3 冊
	雑 誌	268 冊	222 冊	274 冊	190 冊	115 冊
	紙 芝 居	782 冊	503 冊	577 冊	469 冊	378 冊
	そ の 他	11 冊	13 冊	5 冊	2 冊	0 冊

(4) 北部図書室

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開 室 日 数		333 日	332 日	333 日	330 日	189 日
利 用 者 数		77,637 人	76,216 人	76,375 人	74,439 人	42,228 人
貸出冊数(個人)		274,819 冊	267,779 冊	268,179 冊	257,945 冊	142,181 冊
内 訳	一 般 書	190,577 冊	186,275 冊	187,242 冊	177,729 冊	99,521 冊
	児 童 書	67,229 冊	64,921 冊	65,032 冊	64,716 冊	34,517 冊
	参考・郷土図書	449 冊	346 冊	336 冊	423 冊	223 冊
	雑 誌	13,346 冊	12,664 冊	12,138 冊	12,100 冊	6,538 冊
	紙 芝 居	3,202 冊	3,561 冊	3,414 冊	2,963 冊	1,371 冊
	そ の 他	16 冊	12 冊	17 冊	14 冊	11 冊

(5) 南部図書室

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開 室 日 数		352 日	352 日	352 日	349 日	199 日
入 室 者 数		558,034 人	566,372 人	556,857 人	517,619 人	139,183 人
利 用 者 数		177,177 人	173,358 人	170,907 人	163,188 人	84,033 人
貸出冊数(個人)		554,757 冊	549,496 冊	527,309 冊	509,710 冊	274,670 冊
内 訳	一 般 書	364,823 冊	357,514 冊	346,002 冊	332,526 冊	176,350 冊
	児 童 書	167,160 冊	170,892 冊	157,868 冊	154,643 冊	86,592 冊
	参考・郷土図 書	1,027 冊	987 冊	936 冊	893 冊	513 冊
	雑 誌	18,757 冊	17,298 冊	19,770 冊	19,160 冊	10,274 冊
	紙 芝 居	2,908 冊	2,738 冊	2,673 冊	2,387 冊	906 冊
	そ の 他	82 冊	67 冊	60 冊	101 冊	35 冊

(6) 中央図書室

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開 室 日 数		353 日	352 日	352 日	349 日	200 日
入 室 者 数		302,312 人	295,411 人	291,933 人	277,366 人	99,949 人
利 用 者 数		117,520 人	112,505 人	111,184 人	107,001 人	52,597 人
貸出冊数(個人)		351,514 冊	336,712 冊	329,221 冊	314,167 冊	160,685 冊
内 訳	一 般 書	256,771 冊	247,252 冊	237,495 冊	228,202 冊	115,778 冊
	児 童 書	76,211 冊	71,764 冊	73,926 冊	68,502 冊	35,755 冊
	参考・郷土図 書	1,314 冊	1,211 冊	1,203 冊	1,197 冊	575 冊
	雑 誌	14,028 冊	13,447 冊	13,435 冊	13,192 冊	7,261 冊
	紙 芝 居	3,026 冊	2,975 冊	3,068 冊	2,980 冊	1,304 冊
	そ の 他	164 冊	63 冊	94 冊	94 冊	12 冊

(7) 団体貸出

項 目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用団体数		延べ2,314団体	延べ2,399団体	延べ2,239団体	延べ2,393団体	延べ1,273団体
貸出冊数		38,704冊	38,548冊	36,013冊	37,672冊	※18,214点
内 訳	一般書	3,655冊	3,864冊	3,530冊	3,350冊	—
	児童書	28,330冊	27,950冊	25,390冊	27,859冊	—
	参考・郷土図書	62冊	149冊	212冊	115冊	—
	雑誌	150冊	154冊	149冊	175冊	—
	紙芝居	6,496冊	6,422冊	6,718冊	6,166冊	—
	その他	11冊	9冊	14冊	7冊	—

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、返却資料を一時隔離する対応をしたことに伴い、通常とは異なる処理をしたため、団体貸出の貸出数はＣＤ・ＤＶＤ（視聴覚資料）を含む全貸出点数の値としている。

○ 年齢別貸出冊数（令和2年度）

（単位：冊）

年 齢	本 館		移動図書館		北部図書室		南部図書室		中央図書室		合 計	
	割合(%)		割合(%)		割合(%)		割合(%)		割合(%)		割合(%)	
0～6歳	13,322	4.37	1,239	10.78	5,368	3.78	11,328	4.12	4,119	2.56	35,376	3.96
7～9歳	15,546	5.10	1,264	11.00	6,192	4.36	15,820	5.76	6,008	3.74	44,830	5.01
10～12歳	8,836	2.90	543	4.72	3,302	2.32	8,775	3.20	4,036	2.51	25,492	2.85
13～15歳	3,017	0.99	81	0.71	1,556	1.09	2,838	1.03	2,042	1.27	9,534	1.07
16～18歳	2,420	0.79	9	0.08	1,329	0.94	2,457	0.90	1,460	0.91	7,675	0.86
19～22歳	6,173	2.02	15	0.13	1,816	1.28	7,817	2.85	3,781	2.35	19,602	2.19
23～30歳	8,467	2.78	164	1.43	2,929	2.06	11,939	4.35	5,941	3.70	29,440	3.30
31～40歳	47,308	15.51	1,824	15.87	19,516	13.73	42,802	15.58	24,326	15.14	135,776	15.19
41～50歳	58,125	19.06	1,839	16.00	29,839	20.99	54,247	19.75	37,516	23.35	181,566	20.31
51～60歳	32,537	10.67	654	5.69	16,122	11.34	35,246	12.83	22,433	13.96	106,992	11.97
61～70歳	52,673	17.27	1,374	11.95	26,305	18.50	39,280	14.30	24,074	14.98	143,706	16.07
71～80歳	49,065	16.09	1,807	15.72	24,686	17.36	34,340	12.50	21,233	13.21	131,131	14.67
81～90歳	6,607	2.17	563	4.90	3,122	2.20	7,751	2.82	3,580	2.23	21,623	2.42
91歳以上	915	0.30	120	1.04	99	0.07	30	0.01	136	0.09	1,300	0.15
合 計	305,011	100	11,496	100	142,181	100	274,670	100	160,685	100	894,043	100

9 図書館サービス指標

項 目	算 出 根 拠	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口1人当たり 貸 出 冊 数	$\frac{\text{貸 出 冊 数}}{\text{人 口}}$	5.4冊／人	5.2冊／人	5.1冊／人	4.9冊／人	2.6冊／人
登 録 率	$\frac{\text{登録者数}}{\text{人 口}} \times 100$	34.2%	35.4%	36.5%	37.5%	37.7%
実質貸出密度	$\frac{\text{貸 出 冊 数}}{\text{登 録 者 数}}$	15.7冊／人	14.7冊／人	13.9冊／人	12.9冊／人	6.9冊／人
蔵 書 回 転 率	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{蔵書冊数}} \times 100$	281.6%	273.1%	265.2%	252.6%	134.3%
人口1人当たり 蔵 書 冊 数	$\frac{\text{蔵 書 冊 数}}{\text{人 口}}$	1.9冊／人	1.9冊／人	1.9冊／人	1.9冊／人	1.9冊／人
人口1人当たり 図 書 購 入 費	$\frac{\text{図 書 購 入 費}}{\text{人 口}}$	145.7円／人	145.1円／人	144.1円／人	132.8円／人	143.2円／人
貸 出 コ ス ト	$\frac{\text{図書館総経費}}{\text{貸 出 冊 数}}$	211.2円／冊	204.5円／冊	209.9円／冊	225.8円／冊	461.3円／冊

*貸出冊数には広域利用者への貸出を含む

*登録者数には広域利用者を含む

10 令和2年度利用統計

(1) 登録者の状況

○年齢別登録者数（令和3年3月31日現在）

年 齢	登録者数（人）	構成比（％）
0～6歳	1,148	0.9
7～9歳	3,768	2.9
10～12歳	5,393	4.1
13～15歳	5,066	3.9
16～18歳	5,472	4.2
19～22歳	8,855	6.8
23～30歳	14,181	10.9
31～40歳	18,291	14.1
41～50歳	23,613	18.1
51～60歳	15,359	11.8
61歳以上	29,065	22.3
合 計	130,211	100.0

○地区別登録者数（令和3年3月31日現在）

（単位：人）

地区名	人 口			登 録 状 況					
	13歳以上	12歳以下	計	13歳以上	登録率（％）	12歳以下	登録率（％）	計	登録率（％）
桜 井	34,375	3,602	37,977	9,396	27.3	470	13.0	9,866	26.0
新 方	13,107	1,308	14,415	3,851	29.4	326	24.9	4,177	29.0
増 林	29,675	3,885	33,560	12,865	43.4	1,295	33.3	14,160	42.2
大 袋	46,052	5,364	51,416	17,186	37.3	1,816	33.9	19,002	37.0
荻 島	10,921	1,070	11,991	3,171	29.0	446	41.7	3,617	30.2
出 羽	28,383	3,239	31,622	9,373	33.0	795	24.5	10,168	32.2
蒲 生	39,619	3,985	43,604	14,734	37.2	1,079	27.1	15,813	36.3
川 柳	8,812	1,435	10,247	2,223	25.2	218	15.2	2,441	23.8
大相模	29,906	6,173	36,079	8,128	27.2	1,517	24.6	9,645	26.7
大 沢	19,707	2,201	21,908	7,387	37.5	696	31.6	8,083	36.9
北越谷	7,977	742	8,719	2,558	32.1	147	19.8	2,705	31.0
越ヶ谷	14,695	1,716	16,411	6,501	44.2	514	30.0	7,015	42.7
南越谷	24,818	2,720	27,538	11,474	46.2	773	28.4	12,247	44.5
市内計	308,047	37,440	345,487	108,847	35.3	10,092	27.0	118,939	34.4
市 外				11,055		217		11,272	
合 計	308,047	37,440	345,487	119,902		10,309		130,211	

(2) レファレンスの状況

○レファレンス受付件数

(単位：件)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
所蔵調査	本 館	0	0	118	214	277	216	190	177	146	11	2	69	1,420
	北部図書室	0	1	52	93	112	95	114	118	87	4	2	53	731
	南部図書室	0	0	47	118	291	268	304	400	330	0	1	75	1,834
	中央図書室	2	1	179	448	444	369	382	352	345	1	0	62	2,585
	移動図書館	0	0	8	18	0	20	11	2	4	0	0	1	64
	小 計	2	2	404	891	1,124	968	1,001	1,049	912	16	5	260	6,634
事項調査	本 館	2	0	17	25	17	13	11	11	8	2	2	3	111
	北部図書室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南部図書室	0	0	2	7	8	5	8	21	36	3	0	4	94
	中央図書室	1	0	2	9	5	7	5	2	1	0	0	4	36
	移動図書館	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	小 計	3	0	21	41	30	26	24	34	45	5	2	11	242
利用案内	本 館	413	577	939	830	896	692	537	494	565	468	508	626	7,545
	北部図書室	31	122	295	150	191	117	107	116	112	203	212	303	1,959
	南部図書室	92	231	529	358	377	239	261	301	345	658	319	371	4,081
	中央図書室	100	308	809	520	478	343	351	313	464	473	353	494	5,006
	移動図書館	0	0	17	36	0	33	23	35	33	0	0	12	189
	小 計	636	1,238	2,589	1,894	1,942	1,424	1,279	1,259	1,519	1,802	1,392	1,806	18,780
合 計		641	1,240	3,014	2,826	3,096	2,418	2,304	2,342	2,476	1,823	1,399	2,077	25,656

※質問相談票によるレファレンス回答件数

処 理 内 容		件数
1. 自 館 処 理		94件
2. 他機関に照会	県立図書館	0件
	国立国会図書館	1件
	上記以外	1件
3. 自館や他機関での調査で、適切な資料がなく回答できなかったもの		0件
合 計		96件

○インターネット端末利用状況

・本 館 410件
 ・南部図書室 833件
 ・中央図書室 709件
 合 計 1,952件

(3) データベース一覧 (令和3年4月1日現在)

データベース名	主な内容
官報情報検索サービス	官報記事検索
聞蔵Ⅱビジュアル	朝日新聞記事検索
D1-Law.com	法令、判例等法情報検索
日経テレコン	日本経済新聞記事検索、企業検索、人事検索
日経B P 記事検索サービス	日経B P 社雑誌記事検索
ジャパンナレッジL i b	百科事典、辞書
毎索	毎日新聞記事検索
ヨミダス歴史館	読売新聞記事検索

*データベースは、本館・南部図書室(ヨミダス歴史館を除く)・中央図書室で閲覧可能

*平成29年11月から越谷市立図書館において、国立国会図書館が提供するデジタルアーカイブ事業の「図書館向け国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」(資料の印刷提供可)、「国立国会図書館歴史的音源(れきおん)」のサービス提供を開始

(4) 相互貸借

(単位:冊)

区 分	県立図書館	市町村立 図書館等	国立国会 図書館	大学・ 市内高校	県外図書館	計	合 計
借 用	一般書 959 (貸出文庫 12タイトル 175冊を含む)	4,061	21	14	5	5,070	5,843
	児童書 304	467	0	0	0	773	
貸 出	一般書 83	6,595	0	63	12	6,753	6,893
	児童書 3	137	0	0	0	140	
計	1,351	11,260	31	77	17	12,736	12,736

(5) 視聴覚資料貸出状況(個人)

○年別貸出状況(CD・DVD)

(単位:枚)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
本館	CD	7,445	6,523	6,485	6,251	3,627
	DVD	1,104	833	780	797	734
移動図書館	CD	40	51	68	86	75
	DVD	32	81	104	122	32
北部	CD	917	896	737	623	394
	DVD	762	732	671	540	386
南部	CD	7,671	6,012	5,912	5,038	2,344
	DVD	16,088	14,288	12,444	10,205	3,874
中央	CD	5,737	4,830	3,909	3,507	1,557
	DVD	11,566	9,807	8,313	7,859	3,054
合計	CD	21,810	18,312	17,111	15,505	7,997
	DVD	29,552	25,741	22,312	19,523	8,080
総 合 計		51,362	44,053	39,423	35,028	16,077

(6) 障害者サービス実施状況(個人)

○年別利用状況

年	録音図書貸出			点字図書貸出(冊)		対面朗読		資料配送サービス	
	カセット		デージー (タイトル)	一般	児童	延べ 利用者数	延べ 朗読者数	延べ 利用者数	延べ 利用冊数
	タイトル	巻数							
H28	14	61	1,437	26	152	54	136	22	57
H29	2	7	1,065	22	128	42	126	53	320
H30	8	65	1,181	32	176	41	170	29	168
R1	8	78	1,324	21	144	40	178	39	149
R2	3	24	1,096	6	80	22	84	38	96

*録音図書貸出のタイトル・巻数については録音テープの数

(7) 視聴覚ライブラリー利用状況

○年別教具・教材利用状況

(単位：件)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
教 具	16ミリ映写機	8	4	7	12	5
	スタンド式スクリーン	7	9	9	7	3
	布製スクリーン	9	5	7	6	5
	DVDプレーヤー・ 液晶プロジェクター	14	19	16	10	7
	ビデオデッキ・ 液晶プロジェクター	0	0	0	0	0
16 ミリ フイ ル ム	児童劇	5	0	0	0	0
	アニメーション	23	14	23	31	11
	社会教育	0	0	0	0	0
ビデオ	ビデオテープ	0	0	0	0	0
DVD	DVD	28	48	40	22	7
合 計		94	99	102	88	38

○年別・団体別利用状況

(単位：件)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	0	0	0	0	0
中学校・高校	0	0	0	0	0
保育所	0	2	0	12	4
学童保育室	21	14	21	10	4
幼稚園	0	5	2	3	2
子ども会	0	0	0	0	0
自治会	0	0	0	0	0
地区センター・公民館	0	0	1	1	0
P T A	0	0	0	0	0
児童館	0	0	0	0	0
その他	3	10	4	3	2
合 計	24	31	28	29	12

11 令和3年度移動図書館「しらこぼと号」巡回日程表

令和3年4月から令和4年3月まで

駐 車 場	曜 日	時 間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
弥 栄 第 二 公 園	第1・3 火曜日	1:15~1:45												
鷲 越 公 園		2:30~3:00	6	-	1	6	-	7	5	2	7	-	1	1
蒲生東町自治会館		1:15~1:45	20	18	15	20	-	-	19	16	21	-	15	15
児 童 館 ヒ マ ワ リ		2:45~3:15												
蒲生第二小学校	第1・3 水曜日	1:20~1:50												
越谷ファミリータウン		3:00~3:30	7	-	2	7	-	1	6	-	1	-	2	2
モアステージせんげん台		1:30~2:15	21	19	16	21	-	15	20	17	15	-	16	16
成和ふれあい公園		3:00~3:30												
新 方 小 学 校	第1・3 木曜日	1:15~1:50												
くすのき荘		2:00~2:30	1	-	3	1	-	2	7	4	2	-	3	3
憩いの里すこやか		3:00~3:30	15	20	17	15	-	16	21	18	16	-	17	17
さしきだ自治会内公園		1:30~2:00												
宮本町5丁目北自治会公園		2:45~3:15												
シャルム北越谷	第1・3 金曜日	1:15~1:45												
越谷スカイハイツ		3:00~3:30	2	7	4	2	-	3	1	5	3	-	4	4
南部第二公園		1:20~1:50	16	21	18	16	-	17	15	19	17	-	18	18
朝日プラザガーデンシティ新越谷		2:45~3:15												
千間台西6丁目自治会館	第2・4 火曜日	1:30~2:00												
せんげん台パークタウン		3:00~3:45	13	11	8	13	-	14	12	9	14	-	8	8
大袋東小学校		1:15~1:45	27	25	22	27	-	28	26	-	28	-	22	-
大 林 会 館		2:45~3:15												
千 間 台 小 学 校	第2・4 水曜日	1:25~2:00												
桜井青空東側緑地		3:00~3:30	14	12	9	14	-	-	13	10	8	-	9	9
荻 島 小 学 校		1:30~2:15	28	26	23	28	-	22	27	24	22	-	-	23
住吉新生自治会館		3:00~3:45												
け や き 荘	第2・4 木曜日	2:30~3:00	8	13	10	8	-	9	14	11	9	-	10	10
弥 十 郎 公 園		1:15~1:45	22	27	24	-	-	-	28	25	23	-	24	24
深 田 公 園		2:30~3:15												
大 相 模 小 学 校	第2・4 金曜日	1:15~1:45												
D' グラフォートレイクタウン		2:15~3:15	9	14	11	9	-	10	8	12	10	-	-	11
大 間 野 小 学 校		1:30~2:00	23	28	25	-	-	24	22	26	24	-	25	25
若 草 自 治 会 館		2:45~3:15												

*各駐車場への巡回にあわせて、すべての学童保育室に配本を行っている
 *12月以降の日程は、9月現在の予定

12 令和2年度予約・リクエスト統計 ① 全体

(単位：件)

区 分		市立 図書館	移動 図書館	北部 図書室	南部 図書室	中央 図書室	合 計 (※)	インター ネット・ 館内OPAC 予約	総合計
4月	予 約	0	0	0	0	0	0	0	0
	リクエスト	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	予 約	0	0	0	0	0	0	0	0
	リクエスト	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	予 約	595	67	460	476	301	1,899	23,055	24,954
	リクエスト	258	18	190	288	139	893	0	893
	計	853	85	650	764	440	2,792	23,055	25,847
7月	予 約	796	75	500	740	446	2,557	23,654	26,211
	リクエスト	409	32	292	353	200	1,286	0	1,286
	計	1,205	107	792	1,093	646	3,843	23,654	27,497
8月	予 約	734	0	458	628	369	2,189	21,531	23,720
	リクエスト	429	0	277	339	205	1,250	0	1,250
	計	1,163	0	735	967	574	3,439	21,531	24,970
9月	予 約	997	89	466	624	155	2,331	20,973	23,304
	リクエスト	365	14	338	419	209	1,345	0	1,345
	計	1,362	103	804	1,043	364	3,676	20,973	24,649
10月	予 約	1,416	99	549	755	436	3,255	18,162	21,417
	リクエスト	372	32	303	366	212	1,285	0	1,285
	計	1,788	131	852	1,121	648	4,540	18,162	22,702
11月	予 約	1,040	102	582	731	358	2,813	20,737	23,550
	リクエスト	355	14	293	347	193	1,202	0	1,202
	計	1,395	116	875	1,078	551	4,015	20,737	24,752
12月	予 約	864	49	458	576	315	2,262	17,385	19,647
	リクエスト	327	18	268	286	259	1,158	0	1,158
	計	1,191	67	726	862	574	3,420	17,385	20,805
1月	予 約	902	4	0	9	2	917	18,078	18,995
	リクエスト	0	6	0	0	0	6	0	6
	計	902	10	0	9	2	923	18,078	19,001
2月	予 約	804	2	9	35	5	855	54,032	54,887
	リクエスト	8	2	0	0	0	10	0	10
	計	812	4	9	35	5	865	54,032	54,897
3月	予 約	1,070	14	260	351	187	1,882	27,319	29,201
	リクエスト	119	0	72	107	71	369	0	369
	計	1,189	14	332	458	258	2,251	27,319	29,570
総合計	予 約	9,218	501	3,742	4,925	2,574	20,960	244,926	265,886
	リクエスト	2,642	136	2,033	2,505	1,488	8,804	0	8,804
	計	11,860	637	5,775	7,430	4,062	29,764	244,926	274,690

※インターネット・館内OPAC予約は除く

● 4月1日(水)～6月8日(月)、12月25日(金)～令和3年1月13日(水)まで新規予約受付停止
臨時休館中のリクエスト件数は休館前に受け付けたものの事務処理分

令和2年度予約・リクエスト統計 ② 図書・雑誌

(単位：件)

区 分		市立 図書館	移動 図書館	北部 図書室	南部 図書室	中央 図書室	合 計 (※)	インター ネット・ 館内OPAC 予約	総合計
4月	予 約	0	0	0	0	0	0	0	0
	リクエスト	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	予 約	0	0	0	0	0	0	0	0
	リクエスト	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	予 約	588	67	460	475	292	1,882	22,780	24,662
	リクエスト	258	18	190	288	139	893	0	893
	計	846	85	650	763	431	2,775	22,780	25,555
7月	予 約	788	75	498	734	445	2,540	23,400	25,940
	リクエスト	409	32	292	353	200	1,286	0	1,286
	計	1,197	107	790	1,087	645	3,826	23,400	27,226
8月	予 約	726	0	457	625	364	2,172	21,214	23,386
	リクエスト	429	0	277	339	205	1,250	0	1,250
	計	1,155	0	734	964	569	3,422	21,214	24,636
9月	予 約	993	89	463	623	152	2,320	20,688	23,008
	リクエスト	365	14	338	419	209	1,345	0	1,345
	計	1,358	103	801	1,042	361	3,665	20,688	24,353
10月	予 約	1,405	99	546	755	431	3,236	17,939	21,175
	リクエスト	372	32	303	366	212	1,285	0	1,285
	計	1,777	131	849	1,121	643	4,521	17,939	22,460
11月	予 約	1,035	102	582	730	354	2,803	20,411	23,214
	リクエスト	355	14	293	347	193	1,202	0	1,202
	計	1,390	116	875	1,077	547	4,005	20,411	24,416
12月	予 約	846	49	457	575	315	2,242	17,147	19,389
	リクエスト	327	18	268	286	259	1,158	0	1,158
	計	1,173	67	725	861	574	3,400	17,147	20,547
1月	予 約	895	4	0	9	2	910	17,845	18,755
	リクエスト	0	6	0	0	0	6	0	6
	計	895	10	0	9	2	916	17,845	18,761
2月	予 約	796	2	9	35	5	847	53,750	54,597
	リクエスト	8	2	0	0	0	10	0	10
	計	804	4	9	35	5	857	53,750	54,607
3月	予 約	1,056	14	260	349	185	1,864	26,982	28,846
	リクエスト	119	0	72	107	71	369	0	369
	計	1,175	14	332	456	256	2,233	26,982	29,215
総合計	予 約	9,128	501	3,732	4,910	2,545	20,816	242,156	262,972
	リクエスト	2,642	136	2,033	2,505	1,488	8,804	0	8,804
	計	11,770	637	5,765	7,415	4,033	29,620	242,156	271,776

※インターネット・館内OPAC予約は除く

●4月1日(水)～6月8日(月)、12月25日(金)～令和3年1月13日(水)まで新規予約受付停止
臨時休館中のリクエスト件数は休館前に受け付けたものの事務処理分

令和2年度予約・リクエスト統計 ③ 視聴覚資料

(単位：件)

区 分		市立 図書館	移動 図書館	北部 図書室	南部 図書室	中央 図書室	合 計 (※)	インター ネット・ 館内OPAC 予約	総合計
4月	C D	0	0	0	0	0	0	0	0
	DVD	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
5月	C D	0	0	0	0	0	0	0	0
	DVD	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	C D	5	0	0	0	5	10	149	159
	DVD	2	0	0	1	4	7	126	133
	計	7	0	0	1	9	17	275	292
7月	C D	8	0	0	5	0	13	140	153
	DVD	0	0	2	1	1	4	114	118
	計	8	0	2	6	1	17	254	271
8月	C D	2	0	0	3	4	9	151	160
	DVD	6	0	1	0	1	8	166	174
	計	8	0	1	3	5	17	317	334
9月	C D	4	0	3	0	2	9	153	162
	DVD	0	0	0	1	1	2	132	134
	計	4	0	3	1	3	11	285	296
10月	C D	9	0	2	0	4	15	112	127
	DVD	2	0	1	0	1	4	111	115
	計	11	0	3	0	5	19	223	242
11月	C D	5	0	0	1	2	8	157	165
	DVD	0	0	0	0	2	2	169	171
	計	5	0	0	1	4	10	326	336
12月	C D	7	0	1	0	0	8	111	119
	DVD	11	0	0	1	0	12	127	139
	計	18	0	1	1	0	20	238	258
1月	C D	7	0	0	0	0	7	131	138
	DVD	0	0	0	0	0	0	102	102
	計	7	0	0	0	0	7	233	240
2月	C D	7	0	0	0	0	7	133	140
	DVD	1	0	0	0	0	1	149	150
	計	8	0	0	0	0	8	282	290
3月	C D	14	0	0	1	0	15	174	189
	DVD	0	0	0	1	2	3	163	166
	計	14	0	0	2	2	18	337	355
総合計	C D	68	0	6	10	17	101	1,411	1,512
	DVD	22	0	4	5	12	43	1,359	1,402
	計	90	0	10	15	29	144	2,770	2,914

※インターネット・館内OPAC予約は除く

●4月1日(水)～6月8日(月)、12月25日(金)～令和3年1月13日(水)まで新規予約受付停止

13 令和2年度図書館開催事業

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種事業を中止した代わりに、特別展示等を行い、読書活動の推進を図りました。

【児童】

○「本のお楽しみ袋」の貸出

実施内容：テーマに沿った資料を3冊袋詰めし、カウンターで貸出を行う。

期 間：8月1日（土）～13日（木）

貸出冊数：幼児向け	26袋（予定10袋）
小学校1．2年生向け	38袋（予定10袋）
小学校3．4年生向け	24袋（予定10袋）
小学校5．6年生向け	13袋（予定10袋）
ティーンズ向け	8袋（予定5袋）

期 間：12月19日（土）～25日（金）

貸出冊数：幼児向け	25袋（予定15袋）
小学校1．2年生向け	29袋（予定20袋）
小学校3．4年生向け	22袋（予定10袋）
小学校5．6年生向け	11袋（予定5袋）
ティーンズ向け	6袋（予定5袋）

○＜企画展示＞「越谷市立図書館の樹木と木の実展」を開催

展示内容：図書館庭木の案内および、樹木写真と木の実の展示と併せて、貸出可能な関連図書も展示する。

期 間：8月13日（木）～9月11日（金）

○令和2年8月におはなし会40周年を迎えたため、＜企画展示＞おはなし会開催40周年記念展を開催

展示内容：おはなし会で多く語られたおはなしと絵本の1～5位を発表及び展示する。併せて、これまでおはなし会で楽しんできたおはなしの本や絵本を展示し、おはなし会で多く語られたおはなし及び絵本のランキングを配布する。関連図書は貸出可能。

期 間：9月12日（土）～10月11日（日）

○利用者の方におすすめの児童書や絵本を紹介していただく、「おしえて！みんなの大好きな本」の実施

実施内容：利用者の方に、おすすめ児童書や絵本を紹介（指定の用紙に記入）していただき、結果を展示する。おすすめされた本は、可能な範囲で特設展示ブックトラックに集めて展示をしたことにより、多くのおすすめ本が貸出につながった。

期 間：《記入用紙配布》10月 1日（木）～11月20日（金）

《展示期間》 10月21日（水）～11月26日（木）

記入枚数：のべ88枚（他、館長・児童担当からのおすすめ7枚）

88枚の内訳は、知識の本10枚、読み物31枚、絵本38枚、紙芝居2枚、その他7枚

○（子ども向け）SDGs展の開催

展示内容：SDGsについて子どもにわかりやすいよう、5つのテーマに分類して展示する。併せてSDGsの簡単な説明とともに、5つのテーマに沿って紹介したブックリストを配布する。

期 間：10月21日（水）～11月11日（水）

【野口富士男文庫】

○越谷市公式チャンネル（YouTube）にて「野口富士男の文学ー越谷市所蔵の文学遺産」、「越谷市と野口富士男ー小説に描かれた昭和の越ヶ谷」の動画2本を製作し、3月1日に配信。

月別主催事業 ※開催したもの及び計画したもの 一般

区分	日本古典文学鑑賞講座 (視聴覚ホール)	郷土歴史講座 (視聴覚ホール及び現地研修)	市民読書会 (会議室)	映画会 (視聴覚ホール)	講習会	講演会等
4月			※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
5月		「蒲生地区の歴史」 講師 加藤 幸一氏 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
6月			※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
7月			18日「読書会入門」 山本 多津也 著 5人	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	10日 音訳者講習会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
8月			15日「深い河 デイブ・リバー」 遠藤周作 著 7人	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
9月	万葉集の成立 『歌よみに与ふる書』が絶賛する万葉集とは 講師 岡田 弘 氏 9月22日 10月11日 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		19日「聞う文豪とナサス・ドイツ」 池内紀 著 10人	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	11日 音訳者講習会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
10月			24日「榎本武揚」 安部公房 著 9人	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	28日・29日・30日 録音図書制作講習会 (全3回) (DAIST編集初心者講習会) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	
11月	万葉集Ⅰ期・Ⅱ期 王者の時代のおたびとたち 講師 森 豊治 氏 11月21日 12月12日 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		21日「背徳者」 ジッド 著 8人	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	13日 音訳者講習会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	14日 野口富士男文庫講演会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
12月			19日「夫・車谷長吉」 高橋順子 著 9人	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		13日 図書館寄席～図書館で落語ライブを楽しもう！～ 口演 越谷市演芸協会 22人
1月	万葉集Ⅲ期・Ⅳ期 万葉調の隆盛から転換期へ 講師 岡 一樹 氏 1月16日 2月20日 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
2月			※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
3月			※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		1日～ 野口富士男文庫講演会公開
	開催回数 延べ参加人数 平均	開催回数 延べ参加人数 平均	開催回数 延べ参加人数 平均	開催回数 延べ参加人数 平均	開催回数 延べ参加人数 平均	開催回数 延べ参加人数 平均
	1回 22人 2.2人	0回 0人 0人	6回 48人 8人	0回 0人 0人	0回 0人 0人	1回 22人 2.2人

14 令和3年度図書館事業計画

事業名		開催日時等
主催事業	日本古典文学鑑賞講座	9月23日(木)・10月17日(日)・11月21日(日) 12月11日(土)・2月12日(土)・3月12日(土)
	市民読書会	毎月第3土曜日
	市民読書会講演会	9月18日(土)
	市民読書会文学散歩	10月16日(土)
	随筆を学ぶ	5月8日(土)・6月26日(土)
	名著講座	9月25日(土)
	映画会	毎月第4日曜日(大人向け)、偶数月の第4土曜日(子ども向け) 4～1月は開催中止、2月以降は開催未定
	おはなし会 ※1	毎週水曜日 時間：午後3時45分～4時15分、対象：4歳～小学6年生
	親子おはなし会	開催中止
	中央図書室おはなし会 ※1 (中央図書室職員による)	毎月第3木曜日 時間：午後3時45分～4時15分、対象：4歳～小学6年生
	夏休み子ども読書くらぶ	ブックトークを「展示」に変更して開催
	ちびうさちゃんのおへや ※1	毎月第4水・木曜日 時間：午前10時10分～10時35分 対象：0・1歳児と保護者
	うさこちゃんのおへや ※1	毎月第4木曜日 時間：午前11時～11時30分 対象：2・3歳児と保護者
	夏の子ども会 ※2	7月21日(水) 時間：①午前10時30分～11時30分、②午後2時～3時 対象：4歳～小学6年生
	お絵かき展 ※2	8月1日(日)～31日(火)
	児童文学講座Ⅰ 「子どもと本をむすぶ」初級者	開催日未定
	児童文学講座Ⅰ 「子どもと本をむすぶ」中級者	開催日未定
	児童文学講座Ⅱ 「親子で楽しむ絵本とわらべうた」	開催中止
	児童文学講座Ⅱ 「親子で楽しむ絵本の世界」	開催日未定
	郷土歴史講座	第1回 5月12日(水)・19日(水) 第2回 7月7日(水)・14日(水) ※第1回と第2回は同内容
	野口富士男文庫特別展	10月30日(土)～12月16日(木)
	野口富士男文庫講演会	11月13日(土)
	録音図書作製講習会	9月22日(水)・10月13日(水)・14日(木)
	音訳者講習会	7月9日(金)・9月10日(金)・11月12日(金)
	図書館ボランティア講座	①9月5日(日)・19日(日) ②9月17日(金)・24日(金)
	越谷市立図書館寄席	9月12日(日)・12月12日(日)・3月13日(日)
主催事業 (ボランティア)	文庫のおへや わくわくおはなし会 ※1 (越谷市地域家庭文庫連絡会の方による)	毎月第1土曜日(本館)、毎月第2土曜日(中央)、 毎月第3土曜日(北部) 時間：午後2時～2時30分、対象：どなたでも
	南部図書室おはなし会 ※1 (越谷おはなし勉強会の方による)	毎月第2土曜日 時間：午後2時～2時30分(幼児) 午後2時40分～3時10分(小学生)
	南部図書室 ちびくまちゃんのおへや ※1 (A・C「森の風」の方による)	毎月第2金曜日 時間：午前10時30分～11時(0歳児と保護者) 午前11時20分～11時50分(1歳児と保護者)
	中央図書室 ちびねちゃんのおへや ※1 (越谷市地域家庭文庫連絡会の方による)	毎月第2木曜日 時間：午前10時30分～11時、対象：0・1歳児と保護者
共催事業	【越谷市読書グループ連絡協議会】	朗読会
	【越谷市地域家庭文庫連絡会】	児童文学講演会

※1 現在は開催を中止しています。今後の開催予定等については、図書館ホームページ等を通じてお知らせいたします。

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

15 地域家庭文庫

(令和3年4月現在)

文庫名	施設所在地	代表者名
	開庫日・時間	
1 あいのみ文庫	南荻島（文教大学図書館内B1）	柿崎 美枝子
	毎週木曜日 14時～17時	
2 あおぞら文庫	蒲生（スペースゆう内）	清村 千佳子
	第2・4水曜日 14時30分～17時	
3 アリス文庫	西方	佐々木 法美
	第1・3水曜日 15時～17時30分（子どもクラブ） 第3土曜日 14時～17時（子どもクラブ&大人クラブ）	
4 そよかぜ文庫	平方	坂本 雅子
	火曜日 14時～17時30分	
5 とう 瞳文庫	花田	崩口 欣美
	火曜日・木曜日・金曜日 10時～15時 *第2月曜日は開庫 第2月曜日 手あそび・おはなし会 10時30分～（30分程度）	
6 どんぐり文庫	花田（花田4丁目自治会館内）	原賀 絵三子
	第3金曜日 14時～17時	
7 みどり文庫	瓦曽根	護得久 かづ子
	第1・3木曜日 13時～17時 第1・3土曜日 13時30分～16時30分	

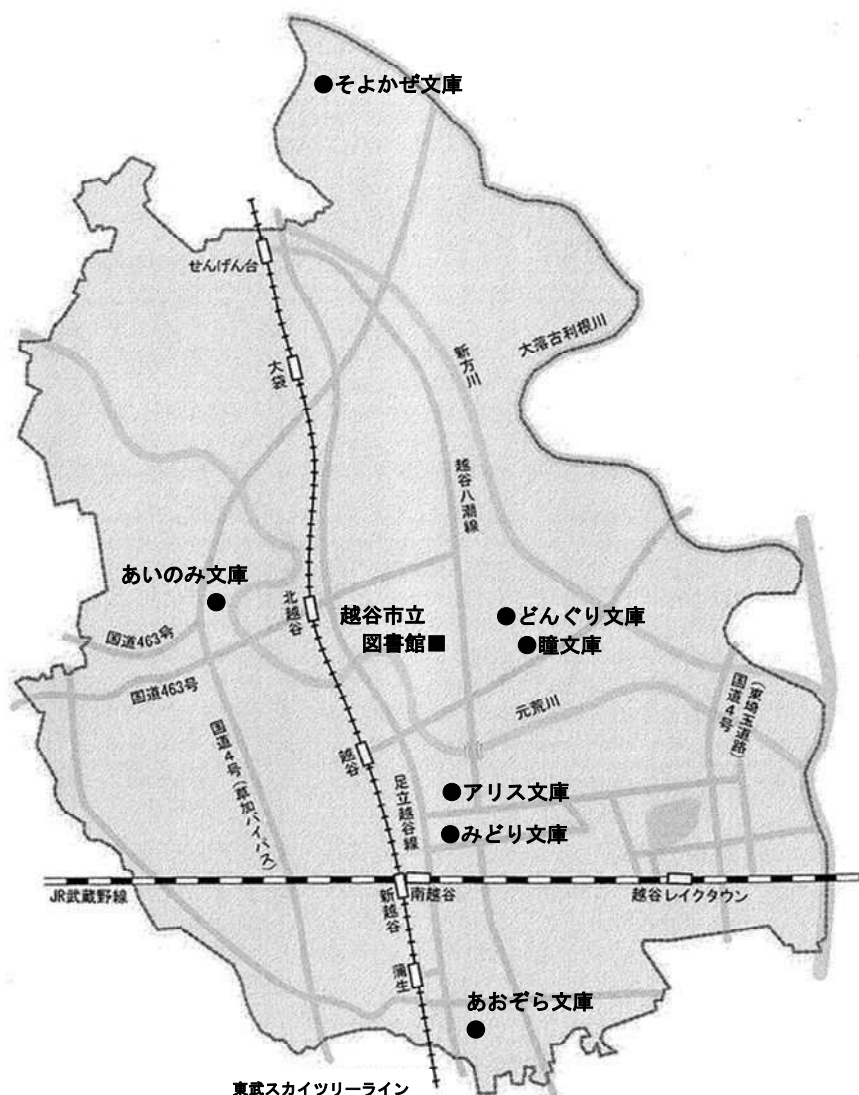
○地域家庭文庫利用状況（令和2年度）

区 分	利用者数（人）	貸出冊数（冊）
4 月	0	0
5 月	2	13
6 月	2	11
7 月	2	15
8 月	4	45
9 月	69	149
10 月	59	149
11 月	64	187
12 月	67	196
1 月	2	5
2 月	5	17
3 月	5	16
合 計	281	803

* 講座開催に伴う利用者数・貸出冊数を含む

* 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休庫の文庫有

○地域家庭文庫位置図



16 図書館利用案内

□開館時間

火曜日～金曜日 午前10:00～午後7:00

土曜日・日曜日・祝日 午前 9:30～午後5:00

□休館日

月曜日、振替休日等、年末年始（12月29日～1月4日）、特別整理期間（毎年春・秋）、館内整理日（土曜日・日曜日を除く月の末日頃）

※ 図書館を利用できる方

5市1町（越谷市・草加市・三郷市・八潮市・吉川市・松伏町）、川口市及び春日部市にお住まいの方、または、越谷市に通勤・通学している方なら、どなたでも利用できます。利用は原則として無料です。

※ はじめて利用するとき

カウンターで「貸出申込書」にご記入のうえ「利用券」の交付を受けてください。住所などが確認できるものをお持ちください。

利用券は、移動図書館・北部図書室・南部図書室・中央図書室と共通利用できます。

※ 資料の利用

図書・雑誌は、1人10冊以内、視聴覚資料（CD・DVD）は、1人2点以内、貸出期間は2週間です。

※ 資料を返すとき

返却カウンターにご返却ください。休館日や時間外に返すときは、ブックポストをご利用ください。

※ 予約サービス

図書・雑誌の予約は、リクエストを含め、全館（室）あわせて10冊以内です。「予約及びリクエストカード」にご記入ください。また、視聴覚資料の予約は、全館（室）あわせて2点以内です。

「視聴覚資料（CD・DVD）予約カード」にご記入ください。用意ができ次第連絡いたします。

※ 調べものがあるとき

カウンターへどうぞ。職員がお手伝いをして資料や情報を提供します。また、簡単な操作で館内OPAC（蔵書検索パソコン）からご希望の本を見つけることができます。

※ ホームページ

市立図書館、移動図書館、各図書室で所蔵している資料の検索・予約、貸出状況の確認等ができます。

アドレス <https://lib.city.koshigaya.saitama.jp/>

□コピーサービス

図書館資料は著作権法の範囲内において実費でコピーができます。

□児童サービス

こどもコーナーには、絵本、よみもの、紙芝居等をたくさん備えてあり、自由に読んだり、借りたりできます。また、定期的に「ちびうさちゃんのおへや」、「うさこちゃんのおへや」、「おはなし会」等も行っています。

□視聴覚資料サービス

レーザーディスク、ビデオ等の視聴覚資料は、所定の場所で利用できます。

□移動図書館

2台の移動図書館「しらこぼと号」が、図書館（室）から離れた地域を中心に、市内の小学校や公園など32か所を原則月2回、巡回しています。

施設の案内

- ・公開図書室（１階）
１か所のカウンターで受付をするワンフロア・ワンカウンター方式を採用しています。
自動貸出機も設置しています。
- ・こどもコーナー（１階）
公開図書室の一部にこどもコーナーを設置し、親子で楽しみながら本に親しめるように配慮しています。また、おはなし室では自由に本や紙芝居を利用できます。
- ・障害者読書室（１階）周辺等
視覚に障害がある方等のために、点字図書、大活字本、デージー図書（録音図書ＣＤ）等を備えています。
- ・展示室（１階）
市民のミニギャラリーとして、団体での利用ができます。３か月前から予約ができます。利用期間は２週間以内です。
- ・参考調査室（２階）
調査・研究のための事典・辞書、年鑑、ハンドブック、白書、地図等を備えています。
著作権法の範囲内において、コピーができます。また、インターネット、データベース検索のできるパソコンを備えています。
- ・郷土資料室（２階）
参考調査室の一部に郷土資料室を設置し、越谷市の地域・行政資料を中心に、県内の関係資料などを収集しています。
- ・視聴覚ホール（２階）
映画会、講演会等を開催する多目的ホールです。市民が団体で利用する場合は３か月前から予約ができます。
- ・野口富士男文庫展示コーナー（２階）
郷土に縁のある作家野口富士男の著書・書簡・写真等を展示しています。
- ・読書室（３階）
市民の学習の場として、図書室（６６席）を設置しています。

北部市民会館図書室利用案内

北部図書室の利用方法は、市立図書館と同様です。（※部分）

利用券は、市立図書館・移動図書館・南部図書室・中央図書室と共通利用できます。

- ・開室時間 午前９：００～午後９：３０
- ・休室日 毎月第２・第４月曜日（祝日の場合はその翌日）、
年末年始、特別整理期間、
室内整理日（月の末日の午前中。ただし、土・日の場合は午後５：００以降休室）

南部図書室利用案内

南部図書室の利用方法は、市立図書館と同様です。（※部分）

利用券は、市立図書館・移動図書館・北部図書室・中央図書室と共通利用できます。

- ・開室時間 午前１０：００（土・日・祝日は９：３０）～午後９：００
- ・休室日 ６月・９月・１２月・３月の第２月曜日、年末年始、特別整理期間、
室内整理日（土・日・祝日を除く月の末日の午前中）

市民活動支援センター中央図書室利用案内

中央図書室の利用方法は、市立図書館と同様です。（※部分）

利用券は、市立図書館・移動図書館・北部図書室・南部図書室と共通利用できます。

- ・開室時間 午前９：３０～午後９：３０
- ・休室日 ６月・９月・１２月・３月の第２月曜日、年末年始、特別整理期間、
室内整理日（土・日・祝日を除く月の末日の午前中）

《参考》

越谷市立図書館の条例・規則等

越谷市立図書館設置条例

昭和58年3月29日

条 例 第 12 号

越谷市立図書館設置条例（昭和30年条例第22号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 越谷市立図書館

位置 越谷市東越谷四丁目9番地1

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

越谷市立図書館運営規則

平成2年3月31日

教委規則第1号

改正	平成7年2月21日教委規則第2号	平成13年3月23日教委規則第12号
	平成15年2月28日教委規則第2号	平成16年1月16日教委規則第1号
	平成18年1月12日教委規則第1号	平成20年1月30日教委規則第1号
	平成21年2月26日教委規則第1号	平成24年4月27日教委規則第3号
	平成29年12月26日教委規則第6号	平成31年3月26日教委規則第5号

越谷市立図書館運営規則（昭和29年教委規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、越谷市立図書館設置条例（昭和58年条例第12号）第3条の規定に基づき越谷市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めるときは、越谷市教育委員会教育長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）第2条に規定する国民の祝日（1月1日を除く。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日でない日。
- (2) 祝日法第3条第2項及び第3項の規定による休日。ただし、この日が前号本文に規定する休館日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日でない日も休館日とする。
- (3) 12月29日から翌年1月4日までの日
- (4) 館内整理日（毎月（12月を除く。）末日及び12月28日。この日が第1号に規定する休館日、土曜日又は日曜日に当たるときは、月末の金曜日）
- (5) 特別整理期間（毎年春秋それぞれ1週間以内）

（利用時間）

第3条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 火曜日から金曜日まで 午前10時から午後7時まで
- (2) 土曜日、日曜日及び祝日法第2条に規定する国民の祝日（1月1日を除く。）午前9時30分から午後5時まで

（入館者心得）

第4条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくポスターの掲示、チラシ等の配布、写真撮影又は複写をしないこと。
- (2) 館内での飲食又は喫煙をしないこと。

(3) 放歌又は暴力等で他人に迷惑をかけないこと。

(4) 他人に危険を及ぼし、又は迷惑となる物品等を持ち込まないこと。

(利用制限)

第5条 この規則に反し、又は図書館運営上支障をきたす恐れのあるものに対し、館長は、図書、記録その他の資料（以下「図書館資料」という。）の貸し出し又は閲覧及び施設の利用を制限することができる。

(損害賠償の義務)

第6条 入館者及び図書館資料の館外貸し出しを受けたものは、自己の責に帰すべき理由により図書館の施設、設備、備品若しくは図書館資料をき損し、又は紛失したときは、損害を賠償しなければならない。

(館内利用)

第7条 館内において図書館資料を利用しようとするものは、所定の閲覧場所で利用しなければならない。

第8条 削除

(館外利用)

第9条 図書館資料の館外利用をすることができるものは、次のとおりとする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

(1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者

(2) 市内の学校、公民館等の教育機関並びに福祉施設、自治会及びその他の施設

(3) その他広域的な図書館活動を行うために館長が必要と認める者

第10条 図書館資料の館外利用をしようとするもの又はその代理人は、図書館資料貸出申込書（第1号様式。以下「貸出申込書」という。）に館外利用をしようとするものの住所を確認できるものその他必要な書類を添えて館長に提出し、図書館資料利用券（第2号様式。以下「利用券」という。）の交付を受けなければならない。

2 図書館資料の館外利用をしようとするものは、図書館資料の貸し出しを受けようとするときに、利用券を館長に提出しなければならない。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、この限りでない。

3 利用券を有するものは、利用券を亡失したとき又は貸出申込書若しくは利用券の記載事項に変更があったときは、速やかに連絡先等変更届・利用券再発行申請書（第3号様式）を館長に提出しなければならない。

4 利用券は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

第11条 同時に館外利用できる図書館資料は、1人10冊以内とし、その利用期間は、2週間以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、この限りでない。

2 館長は、貴重図書、辞書、郷土資料、地方行政資料その他館外利用を不適当と認めるものについては、館外利用を禁止することができる。

(移動図書館)

第12条 図書館から遠隔地に居住する市民の利用に供するため、移動図書館を設ける。

2 移動図書館は、市内を巡回し、図書館資料の貸し出し及び各種の事業を行う。

第13条 同時に利用できる図書館資料は、1人10冊以内とし、その利用期間は、次の巡回日までとする。

第14条 移動図書館の利用については、第5条、第6条、第9条、第10条及び第11条第2項の規定を準用する。

(視聴覚資料)

第15条 視聴覚教育活動を推進するため、図書館に視聴覚資料を備える。

第16条 視聴覚資料を利用できる者は、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者とし、館長が適当と認めるものとする。

第17条 視聴覚資料を利用しようとする者は、館長に申し出なければならない。

第18条 視聴覚資料の利用については、第5条及び第6条の規定を準用する。

(録音図書)

第19条 視覚障害者に対して、録音図書の貸し出しを行う。

第20条 録音図書を利用できる者は、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者で視覚に障害があるため身体障害者手帳の交付を受けているものとする。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、この限りでない。

第21条 録音図書を利用しようとする者は、館長に申し出なければならない。

2 同時に館外利用できる録音図書は、5点以内とし、その利用期間は、1月以内とする。

3 視覚障害者が利用する録音図書の館外貸し出しについては、郵送することができる。

(視聴覚ホール、会議室、研修室、展示室の利用)

第22条 視聴覚ホール、会議室、研修室及び展示室（以下「ホール」という。）を利用できるものは、団体等とし、当該利用の目的が図書館の設置目的に合致するもので、次に掲げる場合とする。

(1) 秩序を乱す利用でないこと。

(2) 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的とする利用でないこと。

(3) 管理上支障がある利用でないこと。

2 ホールを利用しようとするものは、あらかじめ越谷市立図書館使用許可申請書（第4号様式）を館長に提出して、その許可を受けなければならない。

(図書館資料の寄贈及び寄託)

第23条 図書館に図書館資料を寄贈しようとするものは、館長にその旨申し出るものとする。

2 寄託図書館資料は、寄託者の要求又は図書館の都合により、返却することができる。

3 不慮の事情により生じた寄託図書館資料の損害に対しては、図書館は、その補償の責を負わない。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成7年教委規則第2号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成１３年教委規則第１２号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成１３年４月１７日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の越谷市立図書館運営規則の規定により交付した図書館資料利用券は、この規則の規定により交付した図書館資料利用券とみなす。

附 則（平成１５年教委規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成１６年教委規則第１号）

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年教委規則第１号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年教委規則第１号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年教委規則第１号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年教委規則第３号）

この規則は、平成２４年６月１日から施行する。

附 則（平成２９年教委規則第６号）

この規則は、平成３０年１月１日から施行する。

附 則（平成３１年教委規則第５号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

越谷市立図書館協議会条例

昭和30年1月27日

条 例 第 23 号

改正 平成12年3月31日条例第7号

平成21年3月25日条例第6号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条の規定に基づき、越谷市立図書館に越谷市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、越谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 市内に設置された学校の教育関係者
- (2) 市内で活動する社会教育関係者
- (3) 市内で家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者

(定数)

第2条 協議会の委員の定数は、12名とする。

(任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、教育委員会は委員に特別の事情があると認めるときは、任期中であっても解任できる。

2 委員に欠員ができた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和29年11月3日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(越谷市立図書館協議会委員に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に第8条の規定による改正前の越谷市立図書館協議会条例の規定により委嘱された越谷市立図書館協議会委員は、第8条の規定による改正後の越谷市立図書館協議会条例の規定により委嘱された越谷市立図書館協議会委員とみなす。

附 則(平成21年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、改正後の第1条第2項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成22年7月31日までとする。

越谷市立図書館協議会運営規則

昭和29年11月3日

教委規則第6号

改正 昭和51年3月18日教委規則第3号

第1条 越谷市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に議長及び副議長各1人をおく。

2 議長及び副議長は協議会の委員（以下「委員」という。）の互選とし、その任期は1年とする。

3 議長は協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。

4 副議長は議長を補佐し議長に事故があるときはその職務を代宰する。

第2条 会議は図書館長がこれを招集する。

2 会議開催の日時及び場所は会議に付議すべき事件と共に図書館長があらかじめ委員にこれを通知しなければならない。

第3条 会議は定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年4回とし、臨時会は必要がある場合にこれを開催する。

第4条 会議は委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は出席した委員の過半数でこれを決する。

第5条 この規則に定めるものの外、協議会の運営に関し必要な事項は会議においてこれを定める。

附 則

この規則は、昭和29年11月3日から施行する。

附 則（昭和51年教委規則第3号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

越谷市立図書館資料等複写規程

平成29年10月26日

教委告示第 13 号

越谷市立図書館蔵書複写等実費徴収規程（昭和47年教育委員会告示第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、越谷市立図書館（以下「市立図書館」という。）における資料等の複写に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「資料等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市立図書館の蔵書、記録その他の資料
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第4号の図書館資料の相互貸借により貸出しを受けたもの
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第3項の規定により国立国会図書館から自動公衆送信された著作物の一部分の複製物

2 この規程において「複写」とは、前項第1号の資料若しくは第2号の図書館資料の相互貸借により貸出しを受けたものを複写すること又は同項第3号の自動公衆送信された著作物の一部分の複製物の提供を受けることをいう。

（申込み方法）

第3条 資料等の複写を希望する者は、複写申込書（別記様式）により、図書館長に申し込まなければならない。

（実費の額）

第4条 資料等を複写した場合の実費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、1枚の両面に複写した場合の実費の額は、2枚として計算するものとする。

- (1) 白黒複写（日本工業規格A3判以下）の場合 1枚につき10円
- (2) カラー複写（日本工業規格A3判以下）の場合 1枚につき50円

（委任）

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年11月1日から施行する。

越谷市立図書館資料収集方針

平成6年6月16日

教 育 長 決 裁

1. 目的

図書館は、市民の教養・調査研究・趣味・娯楽等に役立つことはもちろんのこと、市民の生涯学習活動を支え、地域文化の発展に寄与する最も基本的かつ重要な施設である。

そのため、越谷市立図書館は公共図書館としての役割を認識して、市民が公平に図書館サービスが受けられるよう、資料を収集・整備し、適切かつ迅速な資料提供に努めていくものとする。

ここに、図書館サービスの基本である図書館資料の収集にあたっての基本的な方針を定める。

2. 基本方針

- ・ 資料の選択に当たっては、「図書館の自由に関する宣言第1」を基に、公正かつ自由に広い視野を持って資料の収集に努める。
 - ア、多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - イ、著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - ウ、図書館職員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - エ、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - オ、寄贈資料の受け入れにあっても同様である。
- ・ 資料の収集は、市民の要求や社会の動向にもとづいて、市民生活に役立つ資料を収集する。
- ・ 市民の多様な情報や資料の要求に応えるため、その提供はもちろん、提供する資料の基本的な部分は、必ず自館に備えるように努める。
- ・ 今後要求が予想される資料は積極的に収集する。このような資料の収集や提供などの業務遂行は、市民から図書館に付託されたものであることを自覚し、「自らの責任」を持って社会的使命を果たすものとする。
- ・ 資料の選定は個々の資料の価値だけでなく、新しい資料群を構築することを考え、無駄のない体系的な資料構成になるようこころがけ、開架書庫が常に新鮮で魅力的な状態をたもつよう努力する。
- ・ 新聞・雑誌などの逐次刊行物、レーザーディスク、コンパクトディスクなどの視聴覚資料、パンフレット等、多様な形態の資料を収集する。特に、最新の情報・資料要求に対しては図書による対応では不十分である。これには、上記逐次刊行物による情報提供が有効であり、これら資料の収集にも十分留意する。また、視聴覚資料も市民に親しまれていることを考慮して、幅広く収集する。

3. 選択方法

- ・ 資料の選定は、職員全員がかかわり、定期的に行うものとする。ただし、選定の際には、次の点に留意する。
 - ア、日ごろの図書館活動において、市民の読書傾向を把握する。
 - イ、新聞・雑誌・テレビ等の書評・広告等の出版情報について常に注意を払う。
 - ウ、新聞や雑誌等の書評に注意を払い、評価の高い資料の収集に漏れないよう心がける。
 - エ、新刊書だけでなく、過去の収集漏れや、除籍図書の補充、再販、復刻版の収集などを通じ、各分野での評価の高い資料の収集・補充に努める。
- ・ 本館・移動図書館・北部市民会館図書室等それぞれの地域特性に見合った蔵書構成を考慮する。
- ・ 市民のリクエスト要求を尊重し、資料の収集に生かす。

4. 資料別収集方針

- ・ 一般書
 - ア、各分野の図書を一般的なものから専門的なものまで幅広く収集する。
 - イ、多様な対立する意見・学説のあるものは、それぞれの観点に立った図書を幅広く収集する。
 - ウ、利用者の要求が多い資料は、それに応じるため必要な数の複本をそろえる。ただし、一時的話題性が強い資料は、将来を考慮して収集段階で調整する。
 - エ、マンガ類、外国図書の資料については、社会状況の変化や利用者の多様化に対応すべく検討していく。
- ・ 児童書
 - ア、0歳児から中学生までの成長の糧となるような資料を幅広く収集する。
 - イ、子どもの知的・情緒的な経験を広げることのできる資料を収集する。
 - ウ、作品のテーマ、構成が読者を引きつけ、俗悪に流れず、文学性豊かな資料を収集する。
 - エ、翻訳作品については、抄訳ではなく完訳されたものを選ぶよう努める。
 - オ、学習マンガの類は、社会状況の変化に対応すべく検討していく。
- ・ 参考図書
 - ア、レファレンスサービスのための資料として常に充実・整理に努める。また、多様な調査研究に耐え得るよう、広範な領域から、問題解決のために必要な資料を収集する。
 - イ、年鑑・便覧等、定期的に刊行されるものについては、内容が新鮮さを保つよう、常に刊行年月に留意し、買い替えを進める。
 - ウ、参考図書を選ぶにあたっては次の事項に留意する。
 - ① 記述が客観的で信頼性の高い資料を選ぶ。
 - ② 典拠の表示が正確になされている資料を選ぶ。
 - ③ 手にとって使いやすくかつ堅牢性のある資料を選ぶ。

- ・ 地域資料

- ア、越谷市に関する資料はあらゆる分野にわたって網羅的に収集する。

- イ、埼玉県及び近隣市町村に関する資料は、基本的なもの及び越谷市に関係の深いものを中心に収集する。

- ウ、個人及び各種機関等の発行する資料で、越谷市に関わりのある資料を収集する。

- エ、越谷市出身者・在住者の著作・人物について記述がある資料を収集する。

- オ、越谷市に関する逐次刊行物を収集する。

- カ、児童生徒の利用も可能なように、内容表現に幅をもたせた資料群を構築する。

- ・ 行政資料

- ア、越谷市の発行する資料を網羅的に収集する。

- イ、官公庁の発行する資料で越谷市に関わりのある資料を収集する。

- ・ 逐次刊行物

- ア、新聞は、国内発行の主要全国紙を中心に児童・青少年向けのものも含めて収集する。

- イ、雑誌は特定分野に偏らないよう、児童・青少年向けのものも含めて収集する。

- ・ 視聴覚資料

- ア、ＣＤ、ビデオテープ、ＬＤ等の視聴覚資料は市民が知識や教養を得られるよう、幅広く収集する。

越谷市立図書館資料の弁償に関する取扱要領

令和元年12月17日

教 育 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市立図書館運営規則（平成2年教委規則第1号）第6条の規定に基づき、利用者が越谷市立図書館（以下「図書館」という。）所蔵の図書、雑誌、新聞、絵本、紙芝居、地図、パンフレットその他の資料及び視聴覚資料並びにこれらの付録物（以下これらを「資料」という。）の紛失、汚損又は破損（以下「紛失等」という。）をした場合の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資料の弁償)

第2条 図書館長（以下「館長」という。）は、図書館の利用者が故意又は過失により資料を紛失等したときは、弁済資料連絡票（第1号様式）を作成し、当該利用者に対して資料の弁償を求めるものとする。

2 前項の規定による弁償は、当該利用者が紛失等した資料と同一の新品の資料をもって弁償するものとする。ただし、同一の資料の入手が困難であるときは、次の各号に掲げる資料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により弁償するものとする。

- (1) 雑誌 同タイトルの最新号をもって弁償すること。
- (2) DVD 当該資料と同程度の価格相当分の図書をもって弁償すること。
- (3) 前2号に規定するもの以外の資料 図書館が指定する同程度の価格の資料により弁償すること。

3 前項に定めるもののほか、弁償を求める基準は、別記のとおりとする。

(弁償の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、館長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、資料の弁償を免除することができる。

- (1) 火災により資料を焼失した場合
- (2) 自然災害により資料を紛失等した場合
- (3) 盗難等の事件による被害により、資料を紛失等した場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、利用者の責めに帰することのできない理由により資料を紛失等したと認められる場合

2 前項の規定により免除を受けようとする利用者は、資料を紛失等した理由が確認することができる書類を提示し、弁償免除申請書（第2号様式）を館長に提出し、その承認を受けるものとする。

(受領書の交付)

第4条 館長は、利用者から弁償を受けたときは、当該弁償をした利用者に対し、受領書を交付しなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、資料の弁償に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年1月6日から施行する。

別記（第2条関係）

資料の弁償基準

1 資料（本、雑誌等）の弁償基準

事 由	状 態
(1) 水濡れ	①ページ（表紙、背表紙及び裏表紙を含む。以下同じ。）に波打ち又は歪みが生じる等、形状が変わった場合 ②変色した場合 ③カビが発生した場合 ④濡れて乾いた後、ページが接着した場合
(2) 汚れ、染み等	①お茶、コーヒーその他の飲食物により、色のついた汚れ、染み等が付着している場合 ②血液、唾液、食べこぼし、ペットの糞尿等、衛生上問題がある汚れが付着している場合
(3) 書き込み（落書き、線引き、○印等）	①マジック、ボールペン、クレヨン、マーカー、墨、絵の具等、消すことが困難な筆記用具による落書き、アンダーライン等の書き込みがある場合 ②鉛筆、色鉛筆等、消すことが可能な筆記用具による書き込みがある場合 ③筆圧等が強く、書き込みを消した後も読み取りが困難な場合又は痕跡が残る場合 ④書き込みを消すことにより、絵、写真、文字等の印刷部分が退色し、若しくは汚れ、又はページが破損した場合
(4) ページの破れ（破れた部分が残っている場合）	修理しても判読に支障が出る状態である場合
(5) ページの一部欠落（破れた部分がない場合）	部分的な破れであっても、その欠落部分がない場合
(6) ページ全体の欠落	1 ページ全てが切り取られ、又は破れてページがない場合
(7) 折り癖	①折られた部分を直しても膨らんでしまう等、資料の形状が変わる程度の癖がついた場合 ②利用及び保存に差し支える状態である場合
(8) 噛み跡	噛み跡が生じ、又は破損した場合
(9) 異物の挟み込み等	毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれた状態で、当該異物を取り除いても、汚れ、染み等が残っている場合（(2)に準じる）

(10) ベたつき	①付箋紙等のべたつきが取れない場合 ②接着剤等の付着によりページの開閉に支障がある場合
(11) 損傷（傷、焦げ跡、穴開き等）	①ページが損傷している場合（修復可能な程度のビニールコート の損傷は除く。） ②たばこ、鍋、アイロン等の焦げ跡がついた場合 ③穴が開いている場合
(12) 型紙・地図等の付録物の紛失	付録物を紛失した場合
(13) 電子付録物（CD、DVD等）の紛失等	2の(1)～(5)に準じ、弁償が必要と判断された場合
(14) その他	利用に供することが困難と館長が判断する場合

2 視聴覚資料（CD、DVD等）の弁償基準

事 由	状 態
(1) 汚損又は破損	①ひびが入る、割れる等、形状が正常な状態でない場合 ②再生機器で再生できない状態である場合 ③再生機器に故障が生じる恐れがある場合 ④その他、1の基準に準じ、弁償が必要と判断された場合
(2) 内容の変換	上書き録画等、元の内容を変換した場合
(3) 付録物（パッケージ、歌詞カード、解説書類等）の紛失等	①付録物が汚損し、又は破損し、1の基準に準じ、弁償が必要と判断された場合 ②付録物を紛失した場合
(4) 付属物（ICタグ、ケース等）の紛失	付属物を紛失した場合
(5) その他	利用に供することが困難と館長が判断する場合

3 その他

- (1) 上記1及び2の基準のうち1箇所以上該当する場合は、弁償の対象とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、弁償の対象としないことができる。

ア 修復可能な場合

イ 弁償にあたらないと館長が判断する場合

- (2) 付録物のみの紛失等の場合でも、資料の全てを弁償すること。

- (3) 弁償の判断

ア 弁償対象に該当するか否かの判断は、複数の職員の協議によるものとする。

イ 相互貸借の借用資料については、貸出館の基準に従うものとする。

越谷市立図書館資料除籍処理要項

平成6年6月16日

教 育 長 決 裁

(目的)

- 1 この要項は図書館資料を適切に管理し、魅力ある資料構成の維持を図るため、除籍に必要な事項について定めるものとする。

(用語の定義)

- 2 この資料における除籍とは、資料の廃棄・所管換をいう。

(廃棄)

- 3 廃棄とは、次のものを対象とする。

・ 亡失・不明資料

ア. 蔵書点検で引き続き3年以上所在不明なもの。

イ. 盗難、災害、その他やむを得ない事由により回収不可能なもの。

ウ. 利用者が紛失した資料で同一のものが弁償不可能なもの。

エ. 貸出時から3年以上経過した資料で回収不可能なもの。

・ 不用資料

ア. 時間の経過により、内容がすでに文献的価値を失い資料的価値がないもの。

イ. 複本で保存する必要のないもの。

ウ. 同一図書の増補・改訂版もしくは、同傾向図書で新版を購入したため利用価値のなくなった旧版のもの。

エ. 受入後、相当期間所蔵しているもので、閲覧要求が少なくなり、保存する価値がないと認められたもの。

オ. 新聞、雑誌で保存年限を経過したもの。

・ 汚・破損資料

ア. 汚損、破損が著しく使用に耐えないもの。

(所管換)

- 4 所管換とは、所属を異にする施設へ資料の管理を移すことで、次によるものをいう。

・ 所属を異にする施設で再利用可能と認められるもの。

(除籍手続)

- 5 2万円を超える資料を除籍しようとする場合は、その都度館長の決裁後、総務管理課において処分決定の決裁を受けなければならない。

(その他)

- 6 この除籍要項に定めるもののほか、必要事項はその都度別に定める。

附 則

この要項は、平成6年6月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

越谷市立図書館寄贈資料受付要領

平成11年11月4日

館 長 決 裁

(目的)

第1条 この要領は、個人から越谷市立図書館（図書室等も含む）へ寄贈申出があった図書・雑誌・視聴覚資料（以下「資料」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 「越谷市立図書館資料収集方針（平成6年6月16日教育長決裁）」に基づき、図書館の蔵書とするにふさわしい資料、又は利用の見込まれる資料を受け付け、整理するものとする。

第3条 受け付けた資料を図書館資料として受け入れるか否かは、すべて図書館に一任されるものであり、何らかの条件または留保が付く場合は、原則として受け付けないものとする。

(受付方法)

第4条 寄贈の申込みについては、寄贈者の持ち込みを原則とする。受付方法については、以下の手順により行う。

- (1) 寄贈者は、「寄贈申込書」（第1号様式）に必要事項を記入し、提出する。
- (2) 寄贈者に、「寄贈資料の取扱いについて（ご案内）」（第2号様式）を渡す。

(受け付けする資料)

第5条 次の項目に該当する資料は、寄贈を受け付ける。

- (1) 予約多数の資料（ベスト予約掲載分など）
- (2) 半年以内に出版された資料
- (3) 越谷市に関する資料
- (4) 越谷市在住者（出身者、縁の者含む）の著書
- (5) その他、館長が必要と認めた資料

(受け付けしない資料)

第6条 次の項目に該当する資料は、原則として寄贈を受け付けない。

- (1) 汚損、破損の著しくひどいもの
- (2) 文学全集、美術全集、百科事典など
- (3) 教科書、学習参考書、問題集など
- (4) 漫画、アイドル写真集、ヌード写真集など
- (5) 発行年が古いなど、資料的価値がないと思われるもの
- (6) 書き込み、署名などのあるもの
- (7) 販売、勧誘を目的としたもの
- (8) 視聴覚資料
- (9) プリントや生原稿など、図書の形態をなしていないもの

(寄贈資料の取扱い)

第7条 寄贈資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 図書館の資料として受け入れる。

(2) 学校などの公共施設に寄贈する。ただし、館長が認めた場合は、民間の施設などに寄贈する。

(3) 再利用図書として、市民に提供する。

(4) 再生資源として利用する。

(受入手続)

第8条 寄贈を受け付けた資料を受け入れるときは、その都度館長の決裁を受けなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、寄贈資料に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成11年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月22日から施行する。

寄贈図書配布要領

平成11年11月4日
館 長 決 裁

(目的)

- 1 この要領は、「寄贈資料受付要領」により寄贈された資料を、市民に提供することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象資料)

- 2 寄贈資料受付要領に基づき受領した資料を、以下のとおり選別し、これに当たる資料を対象とする。
 - ・ 登録をして、図書館の蔵書とする資料。
 - ・ 古くなった本との差し替えをする資料。
 - ・ 学校などの公共施設に寄贈する資料。
 - ・ 再利用図書として、市民に提供する資料。
 - ・ 再生資源として利用する資料。

(配布方法)

- 3 配布資料コーナーを設置し、個人が自由に持ち出せる環境を設定する。

(冊数制限)

- 4 資料の持ち出しに関し、冊数は無制限とする。

(所有権)

- 5 配布資料の所有権は、持ち出した個人のものとなる。よって、原則として返却を必要としない。また、返却する場合は寄贈申込みとみなす。

(リクエスト)

- 6 配布資料に関し、リクエストはできないこととする。

(再生資源への移行)

- 7 コーナーに展示し、一定期間を経過して持ち出されなかった資料は、再生資源として利用する。

(名称及び場所)

- 8 配布資料コーナーの名称及び場所は、次のとおりとする。

名 称 市民文庫

場 所 越谷市立図書館が指定する場所

(その他)

- 9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成11年11月4日から施行する。

図書館の利用に障害のある人々への資料貸出サービス実施要領

平成7年4月1日

教 育 長 決 裁

(目的)

- 1 この要領は、図書館の利用に障害のある人々への図書館資料の貸出サービスの実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出の範囲)

- 2 貸出の範囲は図書館資料とする。

(貸出の方法)

- 3 貸出の方法は次のとおりとする。
 - ・ 郵送（視覚障害者に貸出する録音図書にかぎる。）
 - ・ 地区公民館を中継地点として利用する。
 - ・ 移動図書館の駐車場を利用する。
 - ・ 利用者の家庭へ直接配本する。

(対象者)

- 4 対象者は次のとおりとする。

越谷市内に在住、在勤、又は在学する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を有する者、及び越谷市ねたきり老人手当支給条例（昭和47年条例第33号）第4条に定める、ねたきり老人手当資格認定書の交付を受けている者、療育手帳を有する者、並びに図書館の利用に障害があると図書館長（以下「館長」という。）が認める者。

(登録の手続)

- 5 登録の手続は次のとおりとする。
 - ・ 利用者は、越谷市立図書館運営規則第10条第1項に定める図書館資料貸出申込書（第1号様式）を提出し、図書館資料利用券（第2号様式）の交付を受けなければならない。
 - ・ 図書館資料貸出申込書提出の際は、身体障害者手帳、ねたきり老人手当資格認定書、又は療育手帳を提示するものとする。
 - ・ 登録の手続は、家族等の代理人をもって替えることができる。

(貸出数)

- 6 録音図書の貸出数は1人5点、図書の貸出数は1人10冊までとする。

(貸出期間)

- 7 貸出期間は、1カ月以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可したときは、この限りではない。

(委任)

- 8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

野口富士男文庫運営委員会設置及び運営要領

平成9年6月27日

教 育 長 決 裁

（設置）

第1 野口富士男文庫（以下「文庫」という。）の適正な運営を図るため、野口富士男文庫運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 運営委員会は、資料の展示、公開その他文庫の運営に関する事項について、協議するものとする。

（組織）

第3 運営委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、文庫に関し広く識見を有する者及び学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5 運営委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、年2回開催する。

（庶務）

第7 運営委員会の庶務は、図書館において処理する。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか運営委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要領は、平成9年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年5月1日から施行する。

予約及びリクエストの取扱いに関する要領

平成17年10月21日

教 育 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市立図書館（以下「図書館」という。）並びに北部市民会館図書室、南部図書室及び市民活動支援センター中央図書室（以下「図書室」という。）における資料の予約及びリクエストの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予約 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）から要求のあった資料が貸出中であり、又は在架している場合において、当該資料を一定の手続きを経て利用者に提供することをいう。
- (2) リクエスト 利用者から要求のあった資料が未所蔵である場合において、当該資料を購入し、又は相互貸借することにより利用者に提供することをいう。
- (3) 館内OPAC 資料の検索及び予約を行うため図書館及び図書室に設置するコンピュータ端末をいう。

(予約又はリクエストの対象となる資料)

第3条 予約をすることができる資料は、図書館又は図書室で所蔵している資料とする。ただし、次に掲げる資料については、原則として予約をすることができないものとする。

- (1) 禁帯出資料
- (2) 館内OPACによる予約の場合における当該館内OPACが設置されている図書館又は図書室の在架資料

2 リクエストをすることができる資料は、図書館及び図書室のいずれにおいても未所蔵の資料で、かつ、刊行を確認しているものとする。ただし、次に掲げる資料については、原則としてリクエストをすることができないものとする。

- (1) 漫画
- (2) 問題集
- (3) 視聴覚資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか越谷市立図書館資料収集方針に基づき図書館又は図書室が所蔵する資料として不適切と認められるもの

(予約又はリクエストをすることができる資料の点数)

第4条 利用者が同時に予約又はリクエストをすることができる資料（視聴覚資料を除く。）の点数は、1人10点以内とする。この場合において、上下巻等に分冊等されている資料については、当該分冊等されている資料それぞれを1点として計算するものとする。

2 利用者が同時に予約をすることができる視聴覚資料の点数は、1人2点以内とする。

(受付時間)

第5条 予約をすることができる時間は、次の各号に掲げる予約の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 窓口カウンターでの予約及び館内OPACによる予約 図書館の開館時間（図書室にあっては開室時間）

(2) インターネットによる予約 24時間（システムのメンテナンス期間を除く。）

2 リクエストをすることができる時間は、図書館の開館時間（図書室にあっては開室時間）とする。
（インターネット予約及び館内OPAC予約）

第6条 インターネットによる予約又は館内OPACによる予約をすることができる利用者は、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者その他広域的な図書館活動を行うため館長が必要と認める者で、パスワードの登録を行ったものとする。

2 インターネットによる予約又は館内OPACによる予約をしようとする利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 図書館のホームページ又は館内OPACの利用者ポータルメニューから「パスワード登録」を選択し、利用券番号、氏名（カタカナ）及び生年月日による認証を行うとともに、パスワード（5桁から20桁の数字とアルファベットの組合せ）の登録を行うこと。

(2) パスワードを変更しようとするとき、又はパスワードを忘失したときは、前号に規定する手続により新しいパスワードの登録を行うこと。

(3) パスワードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用しないこと。

3 前項第3号に掲げる事項に違反した者のパスワードは、無効とする。

4 パスワードの登録を行った者は、利用券番号及びパスワードを入力することにより、予約及び貸出・予約状況の確認をすることができる。

（リクエストの手続）

第7条 リクエストをしようとする利用者は、図書館又は図書室の窓口カウンターにおいて所定の用紙に必要事項を記入のうえ、職員に提出しなければならない。

（予約の取扱いの基準）

第8条 図書館及び図書室における予約の取扱いについては、次に定めるとおりとする。

(1) 貸出中の資料について予約がなされたときは、当該資料の返却を待って予約をした利用者に提供する。

(2) 在架資料について予約がなされたときは、当該資料を探し、予約をした利用者に提供する。

(3) 予約が集中している資料については、同一の資料を複数購入し、予約をした利用者に提供できるよう努める。

（リクエストの取扱いの基準）

第9条 図書館及び図書室におけるリクエストの取扱いについては、次に定めるとおりとする。

(1) リクエストがなされた資料を購入したときは、図書館資料として登録を行ったうえ、リクエストをした利用者に提供する。

(2) リクエストがなされた資料を購入しないとき、又は絶版等のため購入することができないときは、相互貸借を行うことによりリクエストをした利用者に提供できるよう努める。

(3) 前号に規定する相互貸借については、県内図書館等への図書館資料協力貸出要項、埼玉県公共図書館等の資料相互貸借に関する協定及び図書館間図書資料相互貸借要領の定めるところにより行う。

(個人情報の保護)

第10条 図書館及び図書室は、予約及びリクエストの取扱いに当たっては、個人情報の保護に十分留意しなければならない。

(利用者への連絡方法)

第11条 利用者への連絡は、電子メール、C T I（自動音声案内）又は電話等により行うものとする。

(取置期限)

第12条 予約又はリクエストがなされた資料の取置期限は、利用者が当該資料の受取りを行う図書館又は図書室に当該資料が返却され、又は到達し、当該利用者が当該資料の貸出しを受けることができる旨の連絡を行った日から起算して7日間（当該資料の受取りを行う図書館の休館日（図書室にあっては休室日）である日を除く。）とする。

2 前項の取置期限を経過してもなお、予約又はリクエストをした利用者が当該資料の貸出しを受けないときは、当該予約又はリクエストが取り消されたものとみなす。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか資料の予約及びリクエストの取扱いに関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

越谷市立図書館インターネット情報利用サービス要領

平成21年2月4日

部 長 決 裁

(目的)

第1条 この要領は、越谷市立図書館（以下「図書館」という。）が行うインターネット情報利用サービス提供に関し必要な事項を定めることにより、図書館利用者の学習、調査及び研究に資することを目的とする。

(サービスの範囲)

第2条 利用できるサービスの範囲は、インターネット上の各種情報の閲覧のみとする。

2 図書館は、プライバシー保護又は公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるときは、閲覧サイトを制限することができる。

(利用者)

第3条 利用者は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の利用登録者
- (2) その他館長が必要と認める者

(利用上の注意及び禁止事項)

第4条 利用者は、インターネット端末の利用に際して次の各号に同意の上、インターネット端末を利用するものとする。

- (1) フィルタリングにより接続できないホームページがある。
- (2) インターネットの利用により発生した問題については、その一切の責任を利用者本人が負うものとする。
- (3) 通常の利用行為を逸脱してインターネット端末やネットワーク等を損害した場合、利用者がその責任を負うものとする。
- (4) 図書館職員が必要に応じて利用者の利用方法を観察することができる。
- (5) 印刷は行わないものとする。

2 利用者は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 他人の図書館利用券を使用して、又は他人を騙っての利用
- (2) 目的が学習、調査及び研究以外の利用
- (3) メール・チャット・掲示板等への書き込み、ゲーム・電子商取引・有料サイトの閲覧などの行為
- (4) 公共の場にふさわしくない内容をもつサイトの閲覧
- (5) ソフトウェアのダウンロードまたはインストール
- (6) 機器及びソフトウェアの毀損又は設定の変更
- (7) ハッキングや著作権侵害等の非合法行為または他人への嫌がらせ行為
- (8) 電子的記憶媒体等の使用
- (9) 他の利用者の迷惑となる行為

(利用方法)

第5条 利用方法は次のとおりとする。

- (1) 申込みは、参考カウンターの図書館職員に利用者本人の図書館利用券を提示して行うものとする。
- (2) 利用時間は、開館時間内とし、原則として1回30分以内とする。

(利用料金)

第6条 利用料金は、無料とする。

(プライバシーの保護)

第7条 図書館は、利用者のプライバシーを保護するため、閲覧履歴消去ソフトの導入など必要な措置を講じるものとする。

(利用上必要な措置)

第8条 図書館は、正常な利用環境を維持するため、不適切な利用をした利用者に対し、インターネットの利用を中止させることができる。

(図書館の責任)

第9条 図書館は、利用者のインターネットの利用により発生した損害・トラブル等に関して一切の責任を負わないものとする。

(システムの構成)

第10条 システムの構成は次のとおりとする。

- (1) パソコン（本体及び周辺機器）
- (2) インターネット通信機器

(セキュリティ対策)

第11条 図書館は、図書館システムを保守するため、使用回線の分離など必要な対策を講じるものとする。

(その他必要な事項)

第12条 この要領に定めるもののほか、インターネット情報の利用サービスに関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月4日から施行する。

越谷市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

平成26年3月20日

市長 決 裁

(趣旨)

第1条 市は、越谷市立図書館（以下「図書館」という。）等に配架する雑誌のカバー等を広告スペースとして活用することにより、民間企業等に情報発信の場を提供するとともに、新たな財源を確保し図書館サービスの充実を図るための制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）を実施する。

2 雑誌スポンサー制度の実施に関しては、越谷市広告掲載に関する要綱（平成18年告示第243号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 図書館等 図書館、北部市民会館図書室、南部図書室及び市民活動支援センター中央図書室をいう。

(2) スポンサー 雑誌スポンサー制度を利用して広告を掲載する企業、商店、団体等をいう。

(広告媒体)

第3条 この要領の対象となる広告媒体は、図書館等に配架する雑誌の最新号に掛けるカバー（以下「カバー」という。）及び雑誌書架扉（閲覧用の案内板を含む。以下同じ。）とする。

2 スポンサーは、図書館長が別に指定する雑誌及び図書館等の中から、広告掲載を希望する雑誌及び配架希望場所を選定するものとする。ただし、図書館等内における当該雑誌の配架位置は、図書館長が決定するものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載規格は、縦16センチメートル、横13センチメートル以内とし、片面印刷とする。

2 広告の掲載位置は、原則として、カバー表面の底辺上部中央及び雑誌書架扉中央とする。

3 広告の内容は、図書館等の公共性を損なわないものであって、スポンサーの名称等同一のものをを用いるものとする。

4 広告の原稿は、スポンサーが作成し、破損・汚損等のため、広告を修復する必要がある場合は、スポンサーの負担により速やかに修復するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として、掲載を開始した日から当該年度末までとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、図書館のホームページ等により随時行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、要綱第7条の定めにかかわらず、この要領において定める第1号様式に広告の原稿及び企業等の概要が分かる書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 申込者は、蔵書整理、災害その他の理由により図書館等が臨時に閉館となる場合があることをあらかじめ承諾するものとする。

3 一つのスポンサーが広告を掲載できる雑誌は、同一年度内で10誌を限度とする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を要綱第8条第2項の定めにかかわらず、この要領において定める第2号様式により、当該申込者に通知するものとする。

(広告内容の変更)

第9条 スポンサーは、広告の内容を変更しようとするときは、変更後の広告の原稿を市長に提出するものとする。

2 広告内容の変更は、掲載期間中2回までとする。

(広告掲載中止の届出)

第10条 スポンサーは、広告の掲載を中止しようとするときは、当該広告の掲載を中止しようとする日の1月前までに、書面により市長に届け出なければならない。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、広告を掲載する雑誌の購入費用とする。

2 第8条第2項の規定により掲載決定の通知を受けた者は、市長の指定する期日までに、掲載期間に係る広告掲載料の総額を一括して市に納付しなければならない。

3 広告掲載料の納付後に、広告を掲載する雑誌の価格等に変動が生じた場合であっても、広告掲載料の追加徴収、返金等を行わないものとする。

4 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、スポンサーの責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなったときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年3月20日から施行する。

埼玉県東部地区五市一町図書館資料の広域利用実施要綱

（目的）

- 1 埼玉県草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町（以下「五市一町」という。）の図書館（松伏町にあっては、公民館図書室）は、住民相互の生涯学習の場を拡大し、利用者サービスの増大に寄与することを目的として、図書館資料の広域利用を推進する。

（名称）

- 2 この広域利用は、「埼玉県東部地区五市一町図書館資料の広域利用」と称する。

（区域）

- 3 この広域利用の区域は、五市一町の図書館の本館、分館（分室）及び移動図書館が管轄する区域とする。

（利用対象）

- 4 この広域利用の対象は、五市一町の区域内に居住する個人とする。

（利用方法）

- 5 個人貸出しを受けようとする者は、五市一町の図書館に関する条例及び規則の定めに従って登録し、貸出しを受けるものとする。

（その他）

- 6 この要綱に定めるもののほか必要が生じた場合は、その都度五市一町の図書館で協議し、決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県東部地区四市二町図書館資料の広域利用試行実施要綱（平成4年10月1日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 第6条「この広域利用の円滑な運営を図るため、五市一町の図書館関係者による連絡会議を開催する。ただし、連絡会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。」を削除する。
- 3 埼玉県東部地区五市一町図書館資料の広域利用連絡会議開催要項（平成7年4月1日）は、廃止する。

川口市及び越谷市図書館資料の広域利用実施要綱

（趣旨）

- 1 川口市及び越谷市の図書館は、図書館資料の広域利用を実施するため、この実施要綱を定めるものとする。

（事業の名称）

- 2 この事業は、「川口市及び越谷市図書館資料の広域利用」と称する。

（目的）

- 3 この事業は、図書館利用の個人貸出の範囲をそれぞれの行政区域を越えて実施することにより、公立図書館サービスを住民相互へ提供することを目的とする。

（図書館の範囲）

- 4 この事業を行う図書館は、川口市及び越谷市の公立図書館（分館、分室、移動図書館を含む。）とする。

（利用者の範囲）

- 5 この事業を利用できる者は、川口市及び越谷市に居住する者とする。

（登録、貸出し）

- 6 資料の貸出しを受けようとする者は、貸出し館の利用規則に従って登録し、貸出しを受けるものとする。

（連絡会）

- 7 この事業の円滑な運営を図るため、関係者による連絡会を開催する。

（要綱の改廃）

- 8 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、川口市及び越谷市の図書館間で協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

春日部市立図書館及び越谷市立図書館の相互利用に関する協定書

（趣旨）

第1条 春日部市及び越谷市（以下「両市」という。）が設置する公立図書館を、両市の住民が相互に利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第2条 この協定は、両市が連携することにより、図書館の相互利用を促進し、住民の利便を図り、公共図書館サービスと文化・教養の向上に寄与することを目的とする。

（利用できる図書館）

第3条 両市の住民が相互に利用できる図書館は、両市が設置するすべての公立図書館（以下「図書館」という。）とする。

（利用者の範囲）

第4条 図書館の資料を館外利用することができる者（以下「利用者」という。）は、両市に住所を有する者とする。

（利用方法）

第5条 利用者は、当該図書館を設置する市の条例、規則等の定めに従うものとする。

（効力の発生）

第6条 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。

（委任）

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が協議して定めるものとする。

図書館の自由に関する宣言

昭和54年5月30日 社団法人日本図書館協会総会決議

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。

- 1 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不斷の努力によって保持されなければならない。

- 2 すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。
- 3 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。
- 4 わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を防げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。

- 5 すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。

外国人も、その権利は保障される。

- 6 ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

- 1 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
- 2 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。

その際、

- (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
 - (5) 寄贈資料の受入にあたっても同様である。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。
- 3 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

- 1 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの。
 - (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの。
 - (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料。
- 2 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。
- 3 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するために、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴を持っている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。

- 4 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

- 1 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
- 2 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
- 3 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

- 1 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。

検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃

棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。

したがって、図書館はすべての検閲に反対する。

- 2 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
- 3 それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

- 1 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠かすことができない。
- 2 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと提携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
- 3 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不断に続けるものである。
- 4 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

越 谷 市 民 憲 章

わたしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 1 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくります。
- 1 きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくります。
- 1 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくります。
- 1 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくります。

昭和53年11月3日制定

越 谷 市 子 ども 憲 章

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

自 立 わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。

責 任 わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。

健 康 わたしたちは、生命を大切にし、明るく、たくましく生きていきます。

感 謝 わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。

環 境 わたしたちは、自然や文化を大切にし、環境にやさしくします。

平成10年11月3日制定

越谷市福祉憲章

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

ともに生きよう

かけがえのない あなたのいのち 明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを

（わたしたちは、一人ひとりが個性をもち、自立した、かけがえのない存在です。たがいに認めあい、励ましあいながら、やさしいまちをつくれます。）

ともにつなげよう

あなたのちから わたしの経験 知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを

（わたしたちは、一人ひとりがいろいろな能力や経験、知恵をもっています。ちからを発揮し、いかし、あわせて、住みよいまちをつくれます。）

ともにかけあおう

ほほえみと 思いやり 手を取りあって みんなで育てよう ふれあいのまちを

（わたしたちは、たくさんの人との支えあいや助けあいで、生きています。あたたかいところと、思いやりをもって、ふれあいのまちをつくれます。）

ともに高めよう

すこやかな ところと体 明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを

（わたしたちは、いつも幸せな日々を願っています。健康を守り、趣味をいかし、生きがいをもって、こころ豊かに暮らせる、ふるさとのまちをつくれます。）

平成11年9月15日制定

文化都市宣言

清らかな川の流れと豊かな緑、青い空。
昔から水郷こしがやとして親しまれてきた
わたしたちの郷土は、先人達が遺（のこ）してくれた
かけがえのないふるさとである。

わたしたちは、
先人から受け継いだ恵みを守り、はぐくみ、
さらに、人間愛に満ちた
ゆとりと潤いと安らぎのある文化のまちを創（つく）って
次の世代に引き継いでいこう。
みんなで心と力を合わせて、
わがまち越谷 と だれもが誇れるまちづくりをすすめ、
生涯を心豊かに過ごせるような市民生活を築いていこう。

市制25周年にあたり、
越谷市を「文化都市」とすることを宣言する。

昭和58年11月3日制定

越谷市立図書館案内図

春日部へ

北越谷駅

東武スカイリーライン

大沢交差点

久伊豆神社

越ヶ谷高校

中央中学校

市立図書館入口

越谷市立図書館

スライミングスクール

元荒川

葛西用水

市役所

中央市民会館

ドラッグストア

ガソリンスタンド

松伏へ

越谷駅

新越谷駅

南越谷

草加へ

武蔵野線

交通機関：バス

- *表紙画 大久保 文夫 氏

越谷市立図書館要覧

編集・発行 越谷市立図書館
越谷市東越谷四丁目9番地1

電 話 048-965-2655
F A X 048-962-3054

ホームページ <https://lib.city.koshigaya.saitama.jp/>

越谷市東越谷四丁目9番地1

F A X 048-962-3054

ホームページ <https://lib.city.koshigaya.saitama.jp/>

